

令和4年12月2日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
8番	高橋幸彦君	9番	阿部幸夫君
10番	今野章君	11番	小澤陽子君
12番	片山正弘君	13番	高橋利典君
14番	色川晴夫君		

欠席議員（1名）

7番	赤間幸夫君
----	-------

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 1 2 月 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

1 2 月 2 日から 1 2 月 6 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 常任委員会の所管事務調査期限の延長

〃 第 5 常任委員会の所管事務調査報告

〃 第 6 特別委員会の調査報告

〃 第 7 議員提案第 6 号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議

〃 第 8 議員提案第 7 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 6 1 号 職員の降給に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 6 2 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 6 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 6 4 号 松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 6 5 号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 6 6 号 松島町職員定数条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 5 議案第 6 7 号 職員の定年等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 6 議案第 6 8 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 7 議案第 6 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

- 〃 第 1 8 議案第 7 0 号 松島町立学校の設置に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 7 1 号 松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 7 2 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 7 3 号 松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 7 4 号 指定管理者の指定について（松島町 B & G 海洋センター、松島町民グラウンド（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 7 5 号 指定管理者の指定について（北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター）（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 7 6 号 指定管理者の指定について（垣ノ内集会場）（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 7 7 号 市営管理者の指定について（高城コミュニティーセンター）（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（本郷ふれあいセンター、反町支館）（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について（華園集会場）（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について（左坂支館）（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（大日向サブセンター、萱倉支館）（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について（上竹谷生活センター）（提案説明）
- 〃 第 3 1 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について（小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター）（提案説明）
- 〃 第 3 2 議案第 8 4 号 指定管理者の指定について（根廻分館）（提案説明）
- 〃 第 3 3 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について（初原コミュニティーセンター、上初原支館）（提案説明）
- 〃 第 3 4 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について（桜渡戸分館）（提案説明）
- 〃 第 3 5 議案第 8 7 号 指定管理者の指定について（町営三浦墓地）（提案説明）
- 〃 第 3 6 議案第 8 8 号 指定管理者の指定について（町営古浦墓地）（提案説明）
- 〃 第 3 7 議案第 8 9 号 指定管理者の指定について（松島防災センター、三十刈避難所）

(提案説明)

- 〳 第 38 議案第 90号 指定管理者の指定について(帰命院避難所) (提案説明)
- 〳 第 39 議案第 91号 指定管理者の指定について(白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所) (提案説明)
- 〳 第 40 議案第 92号 指定管理者の指定について(手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所) (提案説明)
- 〳 第 41 議案第 93号 令和4年度松島町一般会計補正予算(第7号) (提案説明)
- 〳 第 42 議案第 94号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (提案説明)
- 〳 第 43 議案第 95号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (提案説明)
- 〳 第 44 議案第 96号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 〳 第 45 議案第 97号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 〳 第 46 議案第 98号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号) (提案説明)
- 〳 第 47 議案第 99号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 〳 第 48 議案第100号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 〳 第 49 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回松島町議会定例会を開催します。

傍聴の申し出がございました。お知らせいたします。[REDACTED]です。

ご報告いたします。会議規則第2条の規定により、7番赤間幸夫議員から本定例会の欠席の届出がありました。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番高橋幸彦議員、9番阿部幸夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月6日までの5日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月6日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めておはようございます。よろしく願い申し上げます。

本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

初めに、役場庁舎敷地の契約更新について、令和5年4月1日から20年間、賃料を現在と同

額単価での再契約という内容で、令和4年6月16日に土地所有者から正式に同意をいただき、その後担当者間での協議を重ね、令和4年11月2日に最終的な契約書案が整い、令和4年12月12日に契約を締結する予定となりましたのでご報告申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例制定及び一部改正が13件、指定管理者の指定が19件、令和4年度補正予算が7件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和4年9月1日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月1日に第3回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において計画の策定、条例の一部改正、令和4年度補正予算及び令和3年度決算認定、その他報告事項についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

10月11日には、第4回松島町議会臨時会を招集し、新型コロナウイルス感染症オミクロン株対応のワクチン接種に関する一般会計補正予算の専決処分の承認、電力、ガス、食料品等の価格高騰対策等に関する一般会計補正予算、和解及び損害賠償の額の決定について議案をご審議いただき、承認をいただきました。

10月14日は、宮城県町村会政務委員会及び町村長会議が開催され、令和5年度県予算編成並びに施策に関する要望事項について審議を行いました。

10月20日には、原油価格、物価高騰対策や、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化、全国的な防災、減災対策と国土強靱化の推進等17項目についての重点要望を決議いたしました。

10月22日には、松島手樽収穫祭及び第4回松島手樽元気な花火大会が開催され、来場された町内外からの大勢のお客様には、夜空に輝く盛大な花火を楽しんでおられました。

10月28日から31日までの3日間では、国、県等のご協力をいただき、松島海岸地区の国道45号を通行止めにし、歩行者天国とする交通社会実験を行いました。今後、各関係機関とともに、実施結果の分析を行い、次のステップに進んでいけるよう努めてまいります。

10月30日には、松島町文化観光交流まつりとまつしま産業まつりが同時開催され、会場となった文化観光交流館は大きなにぎわいとなりました。

11月5日には、4年ぶりとなる松島町総合防災訓練を実施し、地域住民の皆様、各関係機関の協力の下、大規模災害を想定した訓練を行いました。

11月17日は、全国町村長大会が開催され、国に対し、新型コロナウイルス感染症対策や、国土強靱化の推進、地方創生の推進等について強く求めることを決議いたしました。

11月23日には、松島大漁かきまつり in 磯島が開催され、町内外からの多くの方が松島のカキを堪能しようと磯島を訪れておりました。

11月30日には、全国町村会正副会長会が開催され、併せて各省庁に対し、令和5年度政府予算編成に関する要請を行いました。

次に、要望等でございますが、10月31日には、東北地方整備局長及び宮城県知事に対し、吉田川流域の河川整備促進及び災害防止対策等についての要望書を提出しております。また、同日宮城県知事、宮城県議会議長に対し、県道仙台松島線の拡幅整備等について要望書を提出しております。

11月7日には、宮城県知事に対し、塩釜地区2市3町における重要路線の整備促進や、広域観光の充実に向けた支援等15項目について要望書を提出しております。

11月17日には、宮城県関係国会議員に対し、令和5年度税制改正に対する要望を行っております。

11月21日には、宮城県知事に対し、仙石線利用者の利便性向上のための9項目について要望書の提出を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1番の1の出納検査、監査なんですけれども、1番の出納検査に…、失礼しました、9月から11月まで、例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二人の方、大変ご苦労さまでございました。

2の請願、陳情、意見書等の受理につきましては、記載のとおり2件受理しております。

3、行政視察、来庁者につきましては、記載のとおり出雲市と静岡県の町村議長会が2団体お見えになりまして、調査のため来庁されました。

4の会議等につきましては、令和4年9月1日の令和4年第3回松島町議会定例会から、各種会議、委員会、行事等が記載されております。ご覧のとおりでございます。

5、議会だよりの発行は、11月1日にまつしま議会だより第152号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

6の委員会調査及び7の議員派遣につきましては、それぞれ記載のとおり調査が行われました。

以上で、議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会の組合議会から報告書の提出がありました。

令和4年9月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会になります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員会の所管事務調査期限の延長

○議長（色川晴夫君） 日程第4、教育民生常任委員会からの所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

教育民生常任委員会で調査中の小中学校の安全対策について及び文化財を活用した学校教育については、令和4年12月定例会までが期限でしたが、同委員会から、会議規則第45号第2項の規定によって、令和5年9月定例会まで期限を延期したいとの要求がありました。

ここでお諮りいたします。委員会の要求のとおり、期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会の所管事務調査期限を委員会の要求のとおり令和5年9月定例会まで延期することに決定いたしました。

日程第5 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（色川晴夫君） 日程第5、常任委員会の所管事務調査報告につきまして議題といたします。

教育民生常任委員会から、会議規則第46条第2項により中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会から中間報告を受けることに決定いたしました。

発言を許します。阿部幸夫委員長。

○9番（阿部幸夫君） 阿部でございます。

教育民生常任委員会調査事件について、松島町議会会議規則第46条第2項の規定により報告

いたします。

報告書をご覧ください。

1、調査事件。

(1) 小中学校の安全対策について。

(2) 文化財を活用した学校教育について。

2番、調査概要。

(1) 小中学校の安全対策について。

近隣市町で学校敷地内、もしくは通学途中に子供が被害者となった事故が多発しております。不審者等の事件や交通事故などから子供の命や身体、心の傷を負わせないためにも、このような行為から子供を守る対策をどう講ずるかについて調査をいたしました。

(2) 文化財を活用した学校教育について。

本町で発掘された出土品の多くは、手樽地域交流センターで保管されています。歴史的な貴重な宝の一部を公開せずに保管している。なお、保管方法にも疑問があり、町の貴重品を子供たちの教育に活用できないか調査検討いたしました。

なお、以下記載のとおりになります。

3、調査期日、場所及び出席委員。

これまで令和4年3月11日から11月17日まで当常任委員会を開催し、意見聴取1回、現地視察6か所、内部検討7回を行ったところであります。

①調査期日、場所。

②出席委員。

報告書記載のとおりになります。

4番、調査の経過。

報告書記載のとおりになります。

5番、調査検討結果。

調査項目を検討した以降、現地調査と議論等を実施し、これまで一定の現状把握を行いました。

(1) 小中学校の安全対策について。

町教育委員会教育課より学校の安全対策の現状について説明を求めたところ、①通学路の安全対策、②施設、遊具の安全対策、③不審者の対策、④災害対策の4つの対策を講じていることが分かりました。

①では、国県、町道の道路管理者と警察を交えて現地で合同点検を行い、車の速度の上がりやすい箇所、大型車侵入箇所、危険予見箇所、保護者等から改善要請箇所のそれぞれに事故防止対策の実施を求めているところがございます。

②では、遊具の定期点検を行うほか、現地報告で使用中止と求められた場合には、適宜対策を講じている。

③では、不審者通報装置やさすまたを整備するほか、注意喚起策として安心安全メールの発信で情報提供をしております。なお、不審者等が施設内に侵入した際の手順確認と訓練を行っています。これは、④の対策マニュアル整備と同様に、様々な危険から子供の身を守るため、教員が尽力されているところがございます。

安全な避難場所の確保と地域の情報を共有することで、不安軽減につなげ、安心できる学校生活の提供のため、以下のことを求めています。

1、子ども110番の家について、協力者の状況に合わせた柔軟な登録制度と、実際に逃げ込んだ際通知など、不審者の抑止力につながる対策を求める。

2として、不審者等情報は、地域に情報のタイムラグが生じることのないよう、町内全地域の関係機関の周知を求める。

3、子供を不審者や災害などの危険から守るための適切な人員等の確保を求める。

(2) 文化財を活用した学校教育について。

行政視察で訪れた世界遺産北海道・北東北の縄文遺跡群では、各自治体で学校教育や生涯学習と連携しながら、学芸員の専門職員を中心に博物館や史跡が整備され、効果的な分類をして展示されている。各施設は、大小規模の違いはあるが、子供や大人など年齢層に関係なく、地元の自然の中で古代縄文時代の生活スタイルや文化などが再現されていた。特に、小牧野遺跡保護センターでは、児童の減少により廃校になった校舎を再利用し、教室を出土品の展示室と保管理することに当たり、来館者が楽しく体験学習ができるよう改修を加えている。また、御所野愛護少年団による子供ボランティアガイド養成に取り組み、自らの生き方を考えるとともにふるさとを誇りに思う子供を育てることを狙いとしている。

当町小中学校の歴史文化のカリキュラム「松島まるごと学」で、松島の歴史、文化、産業など共通の学習体験を通して理解を深め、以下の点について早急に整備を図られたい。

1、文化財拠点施設整備事業、博物館等の設置など適切な環境の整備。

2、本町出土品等を活用して、縄文文化に倣った集落との連携、人々の絆を大切にする精神を松島まるごと学で学習する機会の確保。

以上で、当常任委員会として調査を終了した事項を中間報告とし、なお、町の動向等を注視しながら適宜委員会を開催し、継続調査することにいたしました。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 阿部幸夫委員長よりの報告でございました。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 特別委員会の調査報告

○議長（色川晴夫君） 日程第6、特別委員会の調査報告につきましてを議題といたします。

デジタル推進特別委員会からの会議規則第46条第2項により、中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、デジタル推進特別委員会から中間報告を受けることに決定いたしました。

発言を許します。高橋利典委員長。

○13番（高橋利典君） それでは、デジタル特別委員会の中間報告を行います。

1、調査事件。

議会のICT化について。

2、経過事項であります。

本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき、令和4年6月9日、議員提案第5号として設置され、議会のICT化について調査検討を行ってまいりました。

今回、これまで調査検討を行い、本委員会として調査が終了した下記の事項について、松島町議会会議規則第46条2項の規定により中間報告を行います。

一、情報通信技術、タブレット端末を活用した議会運営の業務効率化について。

一、情報通信技術を活用した議会の多様な情報発信について。

3、調査期日・場所であります。

特別委員会の調査は、下記のとおりであります。

特別委員会の第一小委員会も下記の記載のとおりであります。

特別委員会第二小委員会も記載のとおりであります。

出席委員は、特別委員会は議長を除く議員13名での構成であります。委員長記載のとおりであります。

第一小委員会は、米川修司委員長をはじめ、記載のとおりであります。

第二小委員会は、杉原 崇委員長をはじめ、記載のとおりであります。

調査検討の結果であります。

特別委員会、令和4年6月13日、情報通信を活用した議会運営の業務効率化と、多様な情報発信の調査、研究について確認、検討を行いました。

小委員会を設置し、第一小委員会では、情報通信技術を活用した議会運営の業務の効率化について、第二小委員会では、情報通信技術を活用した議会の多様な情報発信について、それぞれの委員会で調査検討を行うことにいたしました。

令和4年11月18日には、小委員会から調査の報告があり、中間報告をまとめたところであります。

6、調査の概要であります。

第一小委員会。

デジタル推進特別委員会において、議会運営の業務効率化を目指し、タブレット端末の導入を検討するよう提案がありました。この提案を受けて、タブレット端末の導入に関するシステム構成、導入機器及び費用について情報を収集し、検討を進めてきました。なお、令和4年10月19日には、大和町議会の視察研修に加え、ドコモビジネスソリューションズによるタブレット操作説明会、11月1日には、秋田県にかほ市議会の視察研修を実施しております。

調査の内容であります。

タブレット端末導入の目的であります。以下記載のとおりであります。

文書共通システムの選定でございます。以下記載のとおりであります。

タブレット端末の選定でございます。以下記載のとおりであります。

費用については、タブレット端末に関わる費用として、初期費用で14万円ということがございます。合計で、初期費用の計が57万5,460円となっております。

次に、月額費用であります。月額の計で8万7,060円、年額で104万4,720円、5年総額で522万3,600円となっております。文書共通システムに関する費用であります。

初期費用で一式10万円、月額費用で、月額計7万5,000円、年額90万円、5年総額で450万円となっております。

なお、上記の概算費用は、令和4年10月19日現在のものであります。金額は全て税抜きとなっております。

次に、第二小委員会。

松島町議会基本条例で、議会は町政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとしており、町民に対して開かれた議会、行政のアピール、迅速でタイムリーな町政情報の提供を実現するため、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段として独立した議会ホームページの開設、議会映像の配信、情報ごとに集約整備された会議録の掲載について情報を収集し、検討を進めてきております。なお、令和4年10月13日には、女川議会の視察研修に加え、11月1日には秋田県にかほ市議会の視察研修を実施しております。

調査の内容であります。

議会ホームページの運用については記載のとおり、お目通しをお願いします。

次に、議会の映像配信についても記載のとおり、お目通しをお願いいたします。

7番、調査の検討の結果であります。

(1) 情報通信技術を活用した議会運営の業務効率化について。

これまで、タブレット端末の導入について、第一小委員会における検討に加えて、タブレットを導入している近隣自治体への視察や調査、タブレット操作説明会なども実施してまいりました。その経過において、議会の運営、議員活動、議会に関するその他事務等に簡素化及び効率化によるメリットを多く確認しております。当議会においても、同様の効果が得られるものと考えております。当議会においては、令和5年度からの導入を検討しているため、必要となる予算については令和5年度当初予算に措置していただくよう要望するものであります。

(2) 情報技術を活用した議会の多様な情報発信について。

多様な広報手段の活用により、多くの町民に議会及び町政に関心を持ってもらえるため、映像配信及び会議録の公開に向けて議会のホームページを独立させることが重要であります。これらの情報公開が、議会における議案審議等の質を高める上でも有効である情報発信の重要性を、議会及び町執行部がしっかり共有することが大切であります。議会広報の情報発信における環境整備を早急に図られたいと要望いたします。

以上で中間報告を終わります。

- 議長（色川晴夫君） 高橋利典委員長ご苦労さまでございました。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。以上で、特別委員会の調査報告を終わります。
-

日程第7 議員提案第6号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議

- 議長（色川晴夫君） 日程第7、議員提案第6号北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。5番杉原 崇議員。

- 5番（杉原 崇君） 5番杉原です。

議員提案第6号北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議。

北朝鮮は、令和4年10月4日に弾道ミサイルを発射し、日本の青森県上空を通過し、太平洋に落下した。さらに、令和4年11月18日には日本のEEZ、排他的経済水域内の北海道の渡島大島の西、およそ210キロ周辺の海域に落下した。これで、日本のEEZの内側に落下したのは11回目となり、1年間に発射した発数は過去最高となっており、威嚇的な行動がエスカレートしている。

これまで、我が国を含む国際社会が北朝鮮に対し再三にわたり厳重に抗議してきたにもかかわらず弾道ミサイルの発射を強行した北朝鮮の行為は、国連安全保障理事会の決議や、日朝平壤宣言に明らかに違反するものであり、我が国のみならず近隣諸国の平和と安全を著しく脅かすものであり、許しがたい暴挙で、断じて容認することはできない。

よって、松島町議会は、我が国を脅かす北朝鮮の度重なる暴挙に対し厳重に抗議し、強く非難する。また、日本政府においては、国際秩序と国際法を破壊しかねない北朝鮮に対し、挑発行為の自制を強く求めるとともに、我が国の平和と安全を守り、国民の安心・安全の確保に万全を期すため、国際社会と緊密に連携し、断固とした外交的対応を取るよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和4年12月2日宮城県宮城郡松島町議会。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第6号北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議については原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提案第7号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議員提案第7号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。杉原 崇委員長。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原でございます。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

民間給与と国家公務員給与差に格差が生じ、適正かつ合理的に給与水準を定めるものとして、人事院は3年ぶりに月例級、ボーナス共に引き上げるよう勧告しました。勧告では、町長の特別職に適用する一般職の指定職号給表の適用を受ける職員においても、国の特別職に準拠した期末勤勉を同様に引き上げるものとされております。松島町議会議員においても、人事院勧告の趣旨を尊重し、社会情勢に適用した給与水準を保つため、期末手当月数を年間0.05月分引き上げる所要の改正を行うものであります。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第9……、提出者からの説明が終わりました。

日程第9 議案第61号 職員の降給に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第61号 職員の降給に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第61号職員の降給に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年引上げに伴う60歳に達した管理監督職員の降任等をする管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入及び人事評価の実施による職員の意に反した降給に関し、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の降給に関する条例について説明いたします。

条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要等についてですが、本条例は、60歳に達した管理監督職職員の降任等をする管理監督職勤務上限年齢制の導入及び人事評価の実施による職員の意に反した降給に関し、地方公務員法の規定に基づき制定するものです。

第1条につきましては、条例の趣旨について、地方公務員法の規定に基づき職員の降給について定めることを規定するものです。

第2条につきましては、降給の種類として、降格、降号、地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給を規定するもので、それぞれの例に示すような変更決定を行うこととなります。

なお、本町における役職定年の日については、定年引上げについての参考資料1ページ、2の定年延長に伴う新制度等の（1）管理監督職勤務上限年齢制について記載しておりますが、60歳の誕生日以後の最初の4月1日に統一することとしております。

第3条につきましては、定年引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢の60歳に達した場合に行う降給以外の降格の事由を規定するものです。

第1号では、人事評価の総合評価が最下位で、職務遂行が困難な場合や、心身の故障で職務遂行に支障がある場合、職務の級の適格性を欠く場合の3つの事由を規定するものです。

第2号は、職制や定数の見直し、予算減少による職務の級の職数の不足を事由とするものです。

第4条は、人事評価の総合評価が最下位で、かつ勤務実績が改善されない場合に行う降号に

ついて規定しているものです。

第5条は、降給を行う場合は、書面で通知することを規定するものです。

第6条は、心身の故障に関する医師2名の受診命令に従う義務を規定するものです。

7条は、規則への委任について規定するものです。

附則になります。附則第1項は、条例の施行期日を令和5年4月1日とすること、附則第2項は、本条例第2条に規定する降給の種類に、定年引上げにより給料月額が7割水準になる場合の降給を加えることを規定するものです。附則第3項は、定年引上げに伴う降給の場合は、第5条の通知書の交付に代えて定年引上げにより給料月額が移動する旨の通知を行うことを規定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第62号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第62号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第62号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、令和5年4月1日からの地方公務員の定年引上げにより、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されるなど、60歳以降の職員の勤務形態が多様になることを踏まえ、高年齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の1つとして地方公務員法第26条の3の規定に基づき制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の高齢者部分休業に関する条例について説明いたします。

条例に関する説明資料をご覧ください。

第1条につきましては、条例の趣旨について規定するものです。

第2条につきましては、高齢者部分休業の承認に関し、申請期間及び範囲を規定するもので、60歳に達した次年度の4月1日から定年退職日までの期間で1週間当たりの勤務時間38時間45分の2分の1を超えない範囲とするものです。例えば、週3日終日勤務をして、2日は休むなどの場合です。

第3条につきましては、高齢者部分休業を取得した際の給与の減額について規定するもので、勤務しない時間は1時間当たりの給与額を減額して支給するものです。

第4条につきましては、高齢者部分休業の承認の取消し、または短縮について規定するものです。

第5条につきましては、休業時間の延長の承認について規定するものです。

附則になりますが、条例施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程11、議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の整備を行うため制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

議案書後ろから3枚目の条例に関する説明資料をご覧ください。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が引き上げら

れることに伴い、関係条例の整備を行うもので、第1条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正から、次ページの第7条、松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正まで、7つの条例について一括して改正を行うものです。

改正内容につきましては、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めることや、地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正等になります。

このほか、第3条につきましては、公益的法人等へ派遣できる職員から除く職員に、60歳以後も管理監督職としての勤務が延長された特例任用の管理監督職員を追加するものです。

第4条につきましては、文言整理のほか、減給により減額する額が現に受け取る給料の額の10分の1を超える場合は当該額とする内容を追加するものです。

また、第6条につきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、勤務を延長された特例任用の管理監督職員を追加するものです。

第7条につきましては、下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う題名の改正等を行うものです。

附則になりますが、条例の施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第64号 松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第64号松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第64号松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画において定めた産業振興促進区域内において、一定の事業用資産を取得した事業者に対し、固定資産税の課税免除をするために地方税法第6条の規定により制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第64号松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料の1ページ、最終ページでございますが、こちらをご覧くださいと思います。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定したものでございます。なお、産業振興促進区域は、松島町全域でございます。

第2条につきましては、課税免除について規定したものであり、令和6年3月31日までの間に機械・装置、建物・附属設備、構築物及びその敷地である土地を取得した場合に固定資産税の課税免除を行うものであり、第1号において、製造業または旅館業は、合計取得価格が500万円以上を課税免除とするものでありますが、資本金の額が5,000万円を超え1億円以下である法人の場合は合計取得価格が1,000万円以上、また資本金の額が1億円を超える法人の場合は合計取得価格2,000万円以上を課税免除とするものでございます。また、第2号におきましては、情報サービス業等、または農林水産物等販売業は、資本金の額等に関係なく合計取得価格500万円以上を課税免除とするものでございます。

なお、詳細につきましては、下の表のとおりでございます。

また、第2項につきましては、課税免除資産の継承について規定したものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

第3条につきましては、課税免除期間について規定したものであり、新たに固定資産税が貸されることとなった年度から3年間とするものでございます。

第4条につきましては、課税免除の申請について規定したものであり、課税免除申請書の提出期限を法定納期限前7日と規定したものであり、また申請書等の記載事項を規定したものでございます。

なお、法定納期限とは、固定資産税の場合第1期、例年5月31日になりますが、そちらの7日前が提出期限となるところでございます。

第5条につきましては、課税免除の決定。

第6条につきましては、課税免除の取消し。

また、第7条は規則への委任規定であり、施行規則で定める内容につきましては、提出書類

の様式類を予定しているところでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第65号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程13、議案第65号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第65号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、国会議員の選挙運動における公費負担に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、政令に準じた条例の限度額について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、選挙管理委員会事務局長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） それでは、松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案書の後ろから2枚目、条例に関する説明資料をお開きください。

第4条第2号につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額がアといたしまして、一般運送契約以外の契約、いわゆる自動車借入れ契約に係る1日当たりの限度額が現行の1万5,800円が1万6,100円に、イといたしまして、現行の燃料の供給7,560円掛ける選挙運動日数が7,700円掛ける選挙運動日数に、それぞれ改正するものであります。これにより、自動車借入れ契約による限度額が現行の17万9,300円から18万1,500円に引き上げられるものであります。

第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の1枚当たりの作成単価の上限額が、現行の7円51銭を7円73銭に改正するものであります。これにより、限度額が、町議会議員選挙においては現行の1万2,016円から1万2,368円に、町長選挙におきましては

現行の3万7,550円から3万8,650円に、それぞれ引き上げられるものであります。

第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の作成単価の上限額を算定するための印刷単価について、現行の525円6銭を541円31銭に改正するものであります。これにより、1枚当たりの作成単価の上限額が、現行の1,941円から1,957円に引き上げられるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとし、その日以後にその期日を告示される選挙から適用することになるものであります。

説明については以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第66号 松島町職員定数条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第66号松島町職員定数条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第66号松島町職員定数条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和5年4月1日から公共下水道事業の公営企業会計への移行等を踏まえ、町各機関の職員定数等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町職員定数条例の一部を改正する条例について説明いたします。

条例の新旧対照表及び条例に関する説明資料を併せてご覧ください。

第2条第1号の町長の事務部局の職員定数につきましては、145人を140人に改め、第3号の選挙管理委員会の職員定数を1人から2人に改めるものです。現行の第4号と、第5号は、教育委員会の職員定数となりますが、第4号と第5号を合わせた教育委員会全体の職員定数54人を改正後の第4号に一本化し、教育委員会全体の職員定数を45人に改めるものです。また、現行の第7号の水道事業の企業職員については職員定数の変更はありませんが、改正後の第6号として名称を企業職員に改めるものです。議会の事務局の職員及び農業委員会の職

員の定数については変更ありません。

次に、第5条の定数外の規定についてですが、定数外として取り扱う職員に第6号として公益的法人等への職員の派遣等に関する条例により派遣されている職員、第7号として、松島町職員の自己啓発等休業に関する条例により自己啓発等休業をしている職員を追加するものです。

附則になりますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第67号職員の定年等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第67号職員の定年等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年引上げ、60歳に達した管理監督職員の降任等をする管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制の導入について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろから4枚目、条例に関する説明資料と定年引上げについての参考資料、併せてご覧いただければと思います。

第1条につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項を改正するものです。

第3条につきましては、定年の年齢を60歳から65歳に改正するものです。

第4条につきましては、定年による退職の特例を規定しており、法改正に伴う文言整理のほ

か、第1号から第3号までの事由に該当する場合において、本人の同意を得て、1年以内の期間で勤務を延長でき、最長3年まで延長できることを規定するものです。

2ページをお開きください。

第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲を、管理職手当を支給される職員の職と規定するもので、課長級、班長級、副班長級の職員となります。

第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定するものです。

第8条につきましては、役職定年制により降任等を行う際に、任命権者が遵守すべき基準として第1号から第3号までに掲げる事項を規定するもので、課長級、班長級、副班長級の職員の降任後の職は、非管理監督職の主幹の職とするものです。

第9条につきましては、管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職の非管理監督職への異動期間を延長し、管理監督職のまま引き続き勤務させることができる特例措置である特例任用について規定するものであり、第1号から第3号までの事由に該当する場合において1年以内の期間で異動期間を延長でき、最長3年まで延長できることを規定するものです。

3ページをご覧ください。

第10条につきましては、第9条に基づく特例任用の実施に当たり、あらかじめ当該職員の同意を必要とすることを規定するものです。

第11条につきましては、特例任用の期限前に当該事由が消滅した場合の職員の降任等の措置について規定するものです。

第12条につきましては、60歳以後の職員が定年前に退職し、その後定年前再任用短時間勤務職員として勤務する場合の任期について、当該職員の本来の定年退職日である定年退職日相当日と規定するものです。

一応この定年前再任用短時間勤務職員について、参考資料の2ページの(2)、それから定年引上げに伴う働き方に対応するための新制度の表をご覧くださいと思います。

第13条につきましては、規則への委任を規定するものです。

附則第3項につきましては、第3条に規定する定年の年齢65歳について、平成13年、失礼しました、令和13年3月31日まで2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を規定するものです。参考資料の4ページのA3判の表に整理しておりますので、ご確認いただければと思います。

附則第4項につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与等の

情報提供を行い、60歳以後の勤務の意思を確認するよう規定するものです。

4ページをお開きください。

附則第1条になりますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものです。ただし、令和5年度に60歳に達する職員に対する定年引上げによる任用及び給与等の情報提供を規定する附則第9条の施行期日については公布の日からとするものです。

附則第2条から第9条までにつきましては、定年に達した職員の勤務延長の経過措置、定年退職等の再任用に関する経過措置、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置等について規定するものであり、附則第10条において現行の職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

1時間も経過いたしました。

お諮りします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認め、休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

日程第16 議案第68号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第1、議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の給料及び勤勉手当の引上げに準じ特別職の国家公務員の期末手当が引き上げられることに伴い、本町においても特別職に支給する期末手当の引上げを行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の改正において、特別職に支給する期末手当の年間の支給割合について、特別職の国家公務員の支給割合に準じ、現在の3.25月から0.05月引上げ、年間3.3月とするものです。

第1条の改正につきましては、令和4年度分に係る改正で6月期が支給済みであることから、12月の支給割合を1.625月から0.05月引上げ1.675月とし、年間の支給割合を3.3月とするものです。

第2条の改正につきましては、令和5年度以降の期末手当に係る改正で、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ1.65月とし、年間の支給割合を3.3月とするものです。

附則第1項になりますが、本条例を公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の給料及び勤勉手当が引き上げられることに伴い、本町においても一般職の職員の給料等について引上げを行うものであります。また、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制の導入について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろから4枚目、条例に関する説明資料と定年引上げについての参考資料、併せてご覧いただければと思います。

今回の改正は条立てで改正するもので、第1条関係においては、令和4年度分の勤勉手当及び給料月額を改正を行うものです。

また、第2条関係においては、令和5年4月1日からの定年引上げに係る職員給与等の関係規定及び令和5年度分以降の勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

条例説明資料1ページになりますが、第1条関係の第18条第1号につきましては、再任用職員以外の職員の令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を0.95月から0.1月引上げ1.05月とし、年間の勤勉手当の支給割合を2.0月とするもので、期末勤勉手当合計の年間の支給割合を現行の4.3月から4.4月とするものです。

次に、第2号の再任用職員の勤勉手当の改正になりますが、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を0.45月から0.05月引上げ0.50月とし、年間の勤勉手当の支給割合を0.95月とするもので、期末勤勉手当合計の年間の支給割合を2.25月から2.30月とするものです。

次に、2ページをお開きください。

第1条関係の第4条の別表第1、行政職給料表の改正になります。

別表第1は、議案書の新旧対照表の次ページ、A3判になりますが、今回の給料月額の改正においては、初任給及び若年層職員の給料月額を引き上げる改正で、行政職給料表の職務の級の1級から5級までの一部について200円から4,000円の幅で改正するものです。本改正によりまして、初任給の額は大学新卒上級職で3,000円、高校新卒初級で4,000円の引上げとなります。

続きまして、第2条関係の改正内容についてです。

第5条から第17条まで及び3ページの第19条の3につきましては、定年引上げに係る地方公務員法の改正に伴う文言整理等による改正となります。

次に、3ページの附則第28項から4ページの附則第35項までは、定年引上げに伴う給与関係の取扱いを規定するものです。

3ページ、附則第28項は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額を7割

水準とすることを規定するものです。

附則第29項は、第28項の規定、いわゆる給料月額7割措置の規定が適用されない職員として、臨時的任用職員、任期付き職員、非常勤職員、役職定年の特例措置が適用される職員のうち、職務遂行上の特別の事情及び職務の特殊性から公務運営に著しい支障が生じる場合として、非管理監督職への異動を延長された特例任用の職員等を規定するものです。

附則第30項は、役職定年制により降任された場合、附則第28項の規定に加え二重の引下げとなるため、7割措置後の給料月額のほか管理監督職として受けていた給料月額の7割の額との差額分を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給することを規定するものです。内容につきましては、参考資料の3ページの(1)、(2)をご確認いただければと思います。

附則第31項は、附則第30項の規定による管理監督職勤務上限年齢調整額を受ける職員の給料月額に関し規定するもので、附則第32項は、年齢60歳に達した管理監督職の職員のうち、附則第28項の規定を受け、かつ役職定年制による降任を受けない職員の給料月額に関し規定するものです。

附則第33項は、60歳の誕生日から最初の4月1日までの期間に派遣または休職している管理監督職の給料について、第30項から第32項までの規定に準じることを規定するものです。

附則第34項は、役職定年制による降任をした職員の期末手当及び勤勉手当の基礎となる給料月額は、降任後に当該職員が受ける給料月額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額とすることを規定するものです。

附則第35項は、附則の施行に係る規則への委任を規定するものです。

次に、附則第1条ですが、本条例の施行期日について、第1条関係は公布の日から施行し、第2条関係は令和5年4月1日から施行するものとし、改正後の職員の給与に関する条例の適用を令和4年4月1日とするものです。

附則第2条は給料の内払い、附則第3条は職員の勤務延長に関する経過措置、附則第4条は改正地方公務員法の経過措置により、採用される暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給料等について規定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第70号松島町立学校の設置に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第70号松島町立学校の設置に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和5年4月の認定こども園開園に伴う幼稚園の再編により、松島町立松島第二幼稚園を廃園するため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第71号 松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第71号松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号松島町保育所条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和5年4月の認定こども園開園に伴う保育所の再編により、高城保育所分園、松島保育所、磯崎保育所を廃止するため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第72号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第72号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町公共施設等総合管理計画及び松島町集会施設個別

施設計画に基づき、公共施設の老朽化対策及び集会施設の配置の適正化を図る観点から9施設を廃止するため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第73号 松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第73号松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和5年4月1日から公共下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、地方公営企業法の規定を適用し、下水道事業に関する条例を改正し、併せて関係条例の改正、廃止を一括して行うものであります。

なお、詳細につきましては、水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間隆之君） それではご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、次年度の令和5年4月1日より、現在の公共下水道事業を水道事業同様に経営、資産等の状況の正確な把握、持続的で安定的な事業運営を図るため、公営企業へ移行することに伴い、地方公営企業法の全部を適用し、水道事業条例及び下水道条例等の改正を行うものでございます。

下水道の経営形態は公営企業となりますが、事業内容につきましては従来の下水道事業を継承していくこととなりますので、今回の改正につきましては内容を大きく改正するものではございません。

それでは、松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

新旧対照表、1ページから7ページにわたります。あと、後ろに添付しております条例に関する説明資料をお開き願います。

題名部分に下水道事業の文言を加えまして、松島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する

る条例、こちらに改めます。

続きまして、第1条の見出し、括弧書きの部分につきましては、下水道事業を追加することに伴い、「水道事業」を削りまして、見出し部分を「設置」とするものでございます。

第1条第2項につきましては、地方公営企業法に基づき、下水道事業の設置につきまして規定するものでございます。

1条の2、法の全部適用、こちらの部分につきましては、地方公営企業法及びその他施行令の規定に基づきまして、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第2条、経営の基本です。

第1項につきましては、下水道事業を加えまして、第2項では水道事業、第3項では下水道事業の経営規模を規定するものでございます。

第3条、組織につきましては、地方公営企業法の規定により、水道事業同様に当条例におきまして管理者を置かない旨を定めるものでございます。これにより、当該企業業務を執行する管理者の権限は地方公共団体の長、松島町長が行うこととなります。

第5条から第8条につきましては、下水道事業分を加え、文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表ございませぬけれども、改正文の2ページに記載しておりますが、附則第1項といたしまして、条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

また、附則第2項といたしまして、地方公営企業化に伴い、松島町下水道事業特別会計条例を廃止するものでございます。

新旧対照表4ページに戻っていただきまして、附則第3項といたしまして、下水道条例の改正になります。公営企業会計化に伴う文言の整理と、「規則で」との表記を下水道事業の管理者の権限を行います町長の名に改めるものでございます。

附則第4項、こちらにつきましては、松島町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正になります。規則への委任の見出しから「規則への」を削除いたしまして、字句の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

松島町民グラウンド（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第74号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

海洋センターの設置及び管理に関する条例及び松島町運動広場設置条例に基づき、松島町B&G海洋センター及び松島町民グラウンドの指定管理者を公募したところ、1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、これまでの同施設並びに類似施設における安定した業務実績もあることから、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事運営上暫時休憩といたしますので、議員の皆さんは自席でお待ちください。

午前11時35分 休憩

〔9番 阿部幸夫君 退場〕

午前11時35分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第23 議案第75号 指定管理者の指定について（北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第23、議案第75号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

北小泉・下竹谷地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、北小泉・下竹谷地区モデルコミュニティ推進協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とす

るものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

〔9番 阿部幸夫君 入場〕

午前11時37分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第24 議案第76号 指定管理者の指定について（垣ノ内集会場）（提案説明）

日程第25 議案第77号 指定管理者の指定について（高城コミュニティセンター）（提案説明）

日程第26 議案第78号 指定管理者の指定について（本郷ふれあいセンター、反町支館）（提案説明）

日程第27 議案第79号 指定管理者の指定について（華園集会場）（提案説明）

日程第28 議案第80号 指定管理者の指定について（左坂支館）（提案説明）

日程第29 議案第81号 指定管理者の指定について（大日向サブセンター、萱倉支館）（提案説明）

日程第30 議案第82号 指定管理者の指定について（上竹谷生活センター）（提案説明）

日程第31 議案第83号 指定管理者の指定について（小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター）（提案説明）

日程第32 議案第84号 指定管理者の指定について（根廻分館）（提案説明）

日程第33 議案第85号 指定管理者の指定について（初原コミュニティーセンター、上初原支館）（提案説明）

日程第34 議案第86号 指定管理者の指定について（桜渡戸分館）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第24、議案第76号から日程第34、議案第86号までは集会施設の指定管理者の指定に関する議案でありますので、一括議題とし、一括して提案理

由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第76号から、日程第34、議案第86号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号から第86号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

17の集会施設に関しまして、地元行政区等の12団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、反町支館は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とし、その他の施設は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第35 議案第87号 指定管理者の指定について（町営三浦墓地）（提案説明）

日程第36 議案第88号 指定管理者の指定について（町営古浦墓地）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第35、議案第87号から日程第36、議案第88号までは、町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第35、議案第87号から日程第36議案第88号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第87号及び第88号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

三浦墓地及び古浦墓地に関する指定管理者の指定について、各墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであ

ります。

指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第37 議案第89号 指定管理者の指定について（松島防災センター、三十刈避難所）（提案説明）

日程第38 議案第90号 指定管理者の指定について（帰命院避難所）（提案説明）

日程第39 議案第91号 指定管理者の指定について（白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所）（提案説明）

日程第40 議案第92号 指定管理者の指定について（手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第37、議案第89号から日程第40、議案第92号までは、避難施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

日程第37、議案第89号から日程第40、議案第92号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第89号から議案第92号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

10の避難施設に関しまして、地元行政区の4団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第41 議案第93号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第41、議案第93号令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）（提案説明）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第93号令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費並びに共済組合標準報酬月額の時給決定等に伴う不足額を補正するとともに、地方公務員共済組合法の改正に伴い、共済組合員資格の適用要件が拡大されたことによる会計年度任用職員の短期給付分について、予算の組替えを行うものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、8ページをお開き願います。

2款総務費1項4目財政管理費につきましては、決算統計改編に係る財務会計システムの改修経費について補正するものであります。

6目財産管理費につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨により、土砂等が崩落した松島字狐ヶ岩屋等の町有地の崩落防止等設計経費について補正するものであります。

10目諸費につきましては、震災復興特別交付税の精算に係る返還金について補正するものであります。

18目ふるさと納税費につきましては、寄附額の実績見込みにより関係経費を補正するものであります。

9ページの、20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、令和4年9月9日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において方針が示され、令和4年9月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格、物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活に対する支援を目的とした7事業を補正するものであります。

11ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費について精査し、国民健康保険特別会計繰出金を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

3目老人福祉費につきましては、原油価格、物価高騰の影響に伴い、宅配夕食サービス事業業務委託料について補正するものであります。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費について精査し、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

13ページの、2項6目子育て支援事業費につきましては、令和4年11月8日に閣議決定された妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施として、妊娠届時の経済的支援と出産届時の経済的支援を行う出産・子育て応援交付金事業に係る経費を補正するものであります。

8目児童館費につきましては、放課後児童支援員等の処遇改善を図る放課後児童支援員等処遇改善事業に対する補助金について補正するものであります。

14ページをお開き願います。

3項1目災害救助費につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨により設置した災害ボランティアセンター閉鎖に伴い、その委託料について精査し、補正するものであります。

15ページの、6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、松島町地域農業推進協議会への経営所得安定対策等推進事業補助金が追加交付となったことに伴い、補正するものであります。

17ページをお開き願います。

8款土木費2項2目道路維持費につきましては、電気料金の高騰に伴い不足が見込まれる額を補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の人件費等について精査し、下水道事業特別会計繰出金を補正するものであります。

19ページをお開き願います。

10款教育費2項2目及び3項2目の教育振興費につきましては、令和3年度被災児童生徒就学支援等事業費補助金の額の確定に伴う返還金を補正するものであります。

20ページをお開き願います。

4項3目文化財の保護費につきましては、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた富山観音堂等の災害復旧事業に対し、国及び宮城県とともに事業費の一部を補助するものであります。

21ページの、6項1目幼稚園費につきましては、令和3年度施設等利用給付費の額の確定に伴う国及び宮城県への返還金を補正するものであります。

22ページにわたります。

11款災害復旧費1項1目のうち災害復旧費から2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、令和4年7月15、16日の大雨で被害のあった農地、農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に係る経費について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました公共土木施設災害復旧の工事費に対するものであります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました放課後児童支援員等処遇改善事業及び出産・子育て応援交付金事業に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に対するものであります。

9目災害復旧費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました農地及び農業用施設災害復旧の工事費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました後期高齢者医療保健基盤安定負担金の額の確定及び災害ボランティアセンターの委託料精査によるものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました放課後児童支援員等処遇改善事業及び出産・子育て応援交付金事業に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました経営所得安定対策等推進事業補助金に対するものであります。

20款寄附金1項2目総務費寄附金につきましては、ふるさと納税の実績見込みにより補正するものであります。

5ページの、21款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和3年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰入れするものであります。

23款諸収入4項3目教育費受託事業収入につきましては、瑞巖寺防災設備改修等事業に係る会計年度任用職員の人件費に対するものであります。

5項2目雑入につきましては、町が行う新型コロナウイルス感染防止事業に対し、公益財団

法人宮城県市町村振興協会が交付する支援金を補正するものであり、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に係る財源の一部として活用するものであります。また、過年度同様給付費の確定に伴う後期高齢医療広域連合負担金の精算金について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

24款町債1項6目災害復旧費につきましては、歳出でご説明しました公共土木施設災害復旧の工事費に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、町有地崩落防止事業につきまして、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定し、庁舎用地賃借ほか12事業について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきまして、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款1項20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。

補正予算事項別明細書につきましては、9ページとなります。

今回の補正につきましては、令和4年9月9日に開催されました、物価・賃金・生活総合対策本部におきまして、追加施策の1つとして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されました。

当交付金につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しまして、地域の実情に応じて重点的に効果的に活用するよう示されているところでございます。本町に対しましては、令和4年9月20日付で交付限度額4,984万3,000円が重点交付金分として通知されております。

今回の補正におきまして、重点交付金を財源とし、生活者並びに事業者への支援施策につきまして補正計上させていただくものでございます。

また、公益財団法人宮城県市町村振興協会におきましては、市町村振興宝くじ、いわゆるサマージャンボの収益金を財源とし、市町村が実施します新型コロナウイルス感染症の防止事業を支援することを目的とし、市町村新型コロナウイルス感染防止事業支援金が創設され、本町に対しましては令和4年11月2日付で147万2,535円と支援金額が通知されたところでご

ざいます。

これらの財源を活用し、町では新たに7つの事業を実施するものでございます。

恐れ入ります、主要事業説明資料1ページ、A4判資料1をお開き願います。

本町では、感染拡大防止の影響を受けております住民生活や地域経済に対しまして、地方創生臨時交付金を活用し、これまで事業を進めてございます。今回新たに7つの事業を赤文字で記載し、町独自の支援策として全34事業をまとめているものでございます。

それでは、個別事業につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります、主要事業説明資料2ページ、A3判の資料2をお開き願います。

一覧にまとめておりますので、個別に説明させていただきます。

初めに、28番子育て世帯物価高騰対策支援事業でございますが、原油や物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対しまして、1世帯当たり1万円を子育て支援として給付することを目的とし、対象世帯数につきましては900世帯を予定するものでございます。事業費といたしましては915万2,000円でございます。

続きまして、29番医療機関等物価高騰対策支援事業につきましては、原油や物価高騰の影響を受けている医療機関等に対しまして、事業継続の一助となるよう支援金を交付する事業でございます。交付対象といたしましては、町内に法人または事業所のある医療機関等とし、補助金額につきましては、①といたしまして、事業を運営する町内に法人または事業所を構える医療機関等に対し、外来診療、入院、各種介護サービス等における1日当たりの利用定員などに対し、1人当たり1万円を3か月分支援金として交付するものでございます。

②といたしましては、事業運営に当たり使用する車両に対し、1台当たり1万円を3か月分、支援金を交付するものでございます。

③と④につきましては、一律で支援金を交付するものでございます。

また、支援金額につきましては、入院、入所、通所サービス等の定員数に応じ、上限数を設定し、全体の事業費といたしましては2,952万円でございます。

続きまして、30番主食用米作付農家物価高騰対策支援事業につきましては、原油や物価高騰の影響を受けている主食用米作付農家の負担軽減を図るため、肥料等の資材の一部を支援する事業でございます。交付対象は、令和4年度産主食用米を10アール以上作付している農家242名に対し、10アール当たり1,500円の支援金を交付するものでございます。事業費といたしましては685万3,000円でございます。

続きまして、31番水田作付転換農家物価高騰対策支援事業につきましては、原油や物価高騰

の影響を受けている水田作付転換農業者の負担軽減を図るため、肥料等の資材の一部を支援する事業でございます。交付対象は、町内で飼料用米や大豆に作付転換している農業者47名に対し、10アール当たり3,000円の支援金を交付するものでございます。事業費といたしましては556万6,000円でございます。

続きまして、32番畜産業物価高騰対策支援事業につきましては、同じく原油や物価高騰の影響を受けている畜産業者の負担軽減を図るため、飼料等の一部を支援する事業でございます。交付対象は、町内で畜産業を営む事業者14名に対し、牛1頭当たり1万円の支援金を交付するものでございます。事業費といたしましては198万円でございます。

続きまして、33番農水産業燃油価格高騰対策支援事業につきましては、原油の高騰を受けている農水産業者の負担軽減を図るため、燃油代の一部を支援する事業でございます。交付対象は、加温設備を常設する農業用ハウスで生産出荷している農業者4名並びに令和4年度産カキ生産者39名に対しまして、高騰している燃油価格の一部を使用する燃油等の種別に応じ支援金を交付するものでございます。事業費といたしましては387万9,000円でございます。

続きまして、34番松島町燃油高騰対策燃料券配布事業につきましては、原油や物価高騰の影響を受けている町民の皆様に対し、LPガスやガソリン、灯油などの購入費用の一部を支援することを目的に、町民全世帯に対し燃油券を配付する事業でございます。交付対象は、令和4年12月1日付で住民登録されている世帯に対しまして、燃油券5,000円分を配付し、町民の生活を下支えするものでございます。配付方法につきましては、補正予算成立後、発送準備が整い次第、町から直接各世帯へ郵便により配付させていただく予定でございます。事業費といたしましては、3,366万円でございます。

また、財源内訳の欄、その他の財源につきましては、冒頭でご説明いたしました公益財団法人宮城県市町村振興協会からの支援金を充当しているものでございます。

A4資料下段、合計欄をご覧ください。

これまでにご説明しました7つの事業に係る総事業費は9,061万円となります。財源といたしましては、冒頭で説明しました臨時交付金4,984万3,000円、市町村振興協会支援金147万円となります。通知を受けました国費につきましては、全て充当済みとなります。

以上で地方創生事業に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 続きまして、主要事業説明資料2、出産・子育て応援交付金事業について説明させていただきます。

補正予算書事項別明細書は13ページとなります。

3款民生費2項6目子育て支援事業費に576万円計上しており、財源は国3分の2、県6分の1、町6分の1の内訳となっております。

本事業の目的は、令和4年11月8日閣議決定しました国の補正予算第2号において計上された事業であり、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図り、経済的支援を一体として実施する経費として今回の補正予算に計上するものでございます。

事業概要になります。

対象は、令和4年4月以降に妊娠、出産した妊婦の方65名を対象としております。65名のうち、令和4年4月から事業開始となる12月までに出産した妊婦の方につきましては、妊娠時と出産時共に遡及し一括で10万円支給することとし、対象者は37名となっております。令和5年1月から3月までに妊娠届出をする妊婦の方は、妊娠時の5万円の支給となり、15万円が見込まれております。また、併せて同期間に出産する妊婦の方へは、妊娠時分の5万円を遡及し一括で10万円支給となり、13名が見込まれます。また、こういった本事業の給付につきましては、ただ給付するのみではなく、相談を受けて、面接等受けての給付が要件となっております。

今後の支給時期につきましては、12月中旬頃に国において交付要綱等が定まることから、定まり次第順次支給となりますが、国では1月中には支給をスタートさせるスケジュールで進めております。

以上で説明を終わります。

続きまして、主要事業説明資料3をお願いいたします。

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業について説明させていただきます。

補正予算書事項別明細書は、同じく13ページとなります。

3款民生費2項8目児童館費に45万6,000円計上しております。財源は、国3分の1、県3分の1、町3分の1の内訳となっております。

本事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と、最前線で働く放課後児童支援員や補助員等の処遇改善のために賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、令和4年2月より収入を3%程度引き上げるための措置を実施するものとして、令和4年9月分まで事業を実施してまいりました。10月31日に継続支援が決定したことに伴い、令和5年3月分までの支援について今回補正予算に計上するものでございます。

事業概要になります。

令和4年10月から令和5年3月の間、放課後児童支援員等に対し3%程度の賃金改善を行うための費用を、放課後児童支援員として3か所の留守家庭児童学級を実施しております指定管理者虹の架け橋へ補助するものとし、支援員11名分の処遇改善を対象としております。

補助基準単価は、月額9,000円に、賃上げ分に係る社会保険料、事業主負担分の増加分2,000円を加え、1万1,000円となっております。また、財源内訳は記載のとおりでございますが、これまで、9月までは国の補助金10分の10で実施してまいりましたが、今回補正予算に計上した10月分より財源が子ども・子育て支援交付金となり、国、県、町、3分の1ずつの負担割合と変更となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 主要事業説明資料4をお開きください。

補正予算事項別明細書は21ページになります。

11款1項1目農地災害復旧費、補助・雨災害の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、令和4年7月15日、16日に大雨により被災した農地の国補助による復旧に係る費用210万円を補正するものでございます。農地災害復旧に係る国の災害査定につきましては、今週になりますが、11月28日から12月2日に実施され、災害査定が完了しましたので工事請負費を補正するものです。

工事概要でございます。

(1)の工事請負費につきましては、農地1か所の災害復旧工事費であります。復旧工事費は210万円でございます。

財源内訳です。

国費でございますが、201万6,000円につきましては、工事請負費210万円に対する国費率96%でございます。

次ページの農地災害復旧箇所図をお開きください。

復旧箇所につきましては、竹谷字山崎地区の畑1か所であります。のり崩れ被害箇所ですが、盛土によるのり面復旧を行うものです。

農地災害復旧費の説明につきましては以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料5をお開きください。

補正予算事項別明細書は同じく21ページになります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費、補助・雨災害の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、同じく令和4年7月15日、16日の大雨により被災したため池、水路、排水機場の農業用施設の国補助による復旧に係る費用4,740万円を補正するものでございます。農業用施設災害復旧に係る国の災害査定につきましては、農地災害と同じく今週11月28日から12月2日に実施され、災害査定が完了しましたので、工事請負費及び需用費を補正するものです。

事業概要でございます。

(2)の工事請負費につきましては、ため池3か所、水路1か所、排水機場2か所、合計6か所の災害復旧工事費4,700万円を補正するものです。

(1)の需用費につきましては、災害復旧に係る事務費として消耗品費及び印刷製本費を補正するものです。

財源内訳でございます。

国費の4,606万円につきましては、工事請負費4,700万円に対する国費率98%でございます。

次ページの農業用施設災害復旧箇所図をお開きください。

復旧箇所につきましては、緑色箇所のため池3か所、黄色箇所の水路1か所、青色箇所の排水機場2か所、合計6か所であります。

農業用施設災害復旧費の説明につきましては以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料6をお開きください。

補正予算事項別明細書は22ページになります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、補助・雨災害の補正につきまして説明いたします。

農業用施設災害復旧費と同じく、今回の補正につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨により被災した公共土木施設の国補助による復旧に係る費用6,360万円を補正するものでございます。国の災害査定が10月14日から10月20日に実施され、災害査定が完了しましたので、工事請負費及び需用費を補正するものです。

事業概要でございます。

(2)工事請負費につきましては、町道8か所、河川3か所、合計11か所の災害復旧工事費6,300万円を補正するものです。

(1)の需用費につきましては、災害復旧に係る事務費として、消耗品費及び印刷製本費を補正するものです。

財源内訳でございます。

国費4,202万1,000円につきましては、工事請負費6,300万円に対する国費率66.7%でございます。被災額2,090万円につきましては、工事請負費町負担分の100%となっております。

次ページの公共土木施設災害復旧箇所図をお開きください。

復旧箇所につきましては、赤色箇所の町道8か所、青色箇所の河川3か所、合計11か所を実施するものであります。

公共土木施設災害復旧費の説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩に入ります。再開は13時、午後1時からといたします。では、休憩に入ります。

午後0時13分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

日程第42 議案第94号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第42、議案第94号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第94号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費並びに共済組合標準報酬月額の時給決定等に伴う不足額を補正するとともに、地方公務員共済組合法の改正に伴い、共済組合員資格の適用要件が拡大されたことによる会計年度任用職員の短期給付分について、予算の組替えを行うものであります。

また、過年度分保険給付費等交付金、災害臨時特例補助金及び特別交付金の額の確定に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第43 議案第95号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第43、議案第95号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案説明）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第95号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第44 議案第96号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第44、議案第96号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新規採用職員に係る人件費を増額するほか、令和4年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う職員人件費及び共済組合標準報酬月額の時決定等に伴う不足額を補正するとともに、地方公務員共済組合法の改正に伴い、共済組合員資格の適用要件が拡大されたことによる会計年度任用職員の短期給付分について、予算の組替えを行うものであります。

また、番号制度情報連携及び事業所台帳管理に係る介護保険システムの改修のほか、令和3年度塩釜地区介護認定審査事業負担金決算に伴う精算金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第45 議案第97号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第45、議案第97号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）（提案説明）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う会計年度任用職員の人件費の不足額を補正するとともに、地方公務員共済組合法の改正に伴い、共済組合員資格の適用要件が拡大されたことによる会計年度任用職員の短期給付分について、予算の組替えを行うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第46 議案第98号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第46、議案第98号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）（提案説明）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第98号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う職員人件費を補正するとともに、電気料金の高騰に伴い不足が見込まれる額及び令和4年7月15日、16日の大雨で被害のあった下水道施設の災害復旧に係る経費について補正するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間隆之君） それでは、主要事業説明資料をご覧になってください。

3款1項1目、事業名公共下水道施設災害復旧費でございます。

事項別明細書につきましては、歳入が6ページ、歳出は7ページから8ページになります。ご確認をお願いいたします。

また、本事業につきましては、去る8月の臨時議会におきまして、当該被災施設の測量設計業務委託費の補正予算をご承認いただき、10月に実施されました国土交通省によります災害査定を受け、災害承認をいただいたところでございます。

事業内容でございます。

次のページに添付の公共下水道施設災害復旧工事の箇所図をご覧になってください。

被災施設は、①の役場庁舎前にあります松島中継ポンプ場と、②松島消防署脇にあります蛇ヶ崎雨水ポンプ場の2か所になります。

主要事業説明資料に戻っていただきまして、下のほうの事業概要欄をご覧ください。

①の松島中継ポンプ場につきましては、7月の大雨により松島汚水中継ポンプ場へ能力を超える流入があったため、地下階層が浸水し、送風機の吸引ファンや照明灯などの灯具が使用不能となったものでございます。このため、排気設備1基、照明設備12基の復旧工事を行うものでございます。

②の蛇ヶ崎雨水ポンプ場につきましては、ポンプ場の電気盤の基礎部分にありますL型擁壁に町道から流れてきました雨水がぶつかりまして、アスファルト舗装の部分と継ぎ目の部分から雨水が地下へ流入いたしまして、地下の土が削られ洗い流される洗堀という事象が発生しました。この洗堀によりまして、幅約4.2メートル、奥行き3.2メートル、高さ約2メートルの空洞ができたものでございます。このため、このL字型擁壁を復旧いたしまして、モルタルに空気の気泡を含ませましたエアモルタルというものを注入いたしまして、この空洞を埋め戻し、復旧するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第47 議案第99号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第47、議案第99号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）について議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号令和4年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う職員人件費を補正するとともに、電気料金の高騰に伴い不足が見込まれる額について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を5億6,535万2,000円、資本的支出の総額を5億2,986万円とし、資本的支出不足額の補填財源を、減債積立金取崩し額1,102万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,828万7,000円、過年度分損益勘定留保資金4億7,773万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事運営上、暫時休憩といたします。

午後1時10分 休 憩

午後1時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第48 議案第100号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第48、議案第100号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現委員の丹野和男氏が、令和5年2月14日をもって任期満了となりますので、再度丹野和男氏を選任することについて、地方自治法第196号第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第100号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、8番高橋幸彦議員、9番阿部幸夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れないと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 以上なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と指名を読み上げますので、呼ばれた方順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

8番高橋幸彦議員、9番阿部幸夫議員は開票の立会いをお願いします。

開票をお願いします。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（櫻井和也君）

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員です。よって、議案第100号松島町監査委員の選任つき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（色川晴夫君） では、ここで休憩に入りたいと思います。日程49からは一般質問ということになりますので、10分間の休憩を挟み、それから一般質問に入りたいと思います

休憩します。10分、35分スタートです。

午後1時23分 休 憩

午後1時35分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第49 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第49、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

2番米川修司議員。

〔2番 米川修司君 登壇〕

○2番（米川修司君） 2番の米川修司でございます。

今朝は私に限らず、この議場にいる皆さん、そして日本国民の皆さんにとって特別な朝を迎えられたという方が大多数だと推測します。まずもって、私については、今日に備えて昨日の夜は早めに就寝したんですけれども、もちろん今日の一般質問のためにですけれども、自分が気づかないうちに緊張していたのか、夜中に目が覚めてしまいまして、仕方がないので今日の一般質問のイメージトレーニングをしながら、あと4時からサッカーの試合を見つ、サッカーファンではないんですが、本当に今朝は感激いたしました。その感激の余韻が覚めぬまま今日は議場に参りまして、朝から普段と違うテンションであります。あと、お昼に美味しいお弁当をいただいた後も、今日に限っては全然眠くならず、まだ今朝の余韻が続いているといいますか、もう気分が徹夜の状態に近いような、ちょっとテンションが高い状態なので、このままこの勢いで一般質問に臨もうと思っております。

では、前置きは以上としまして、一般質問に入らせていただきます。

私が議員になりまして、間もなく1年がたとうとしております。1年前の12月定例会では一般質問していないんですけれども、私としてはそれを機会損失と捉えていまして、その1年前のことを挽回する意気込みで今日望んでおります。

まず、1問目に入ります。

1つ目の質問のテーマですけれども、児童の安全・安心な放課後の活動拠点を確保するにはとしております。通告の順に質問を進めてまいります。

2019年度から5年間を対象に策定されました新・放課後子ども総合プランにおきましては、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごせること、そして、多様な体験活動を行うことができるように国としては一体型を中心としまして、放課後児童クラブ、本町においては留守家庭児童学級が相当しますけれども、あと放課後子ども教室、この2つの計画的な整備が進められております。

まず、（1）の質問ですけれども、この留守家庭児童学級につきましては、既に定員数に達

しているなどの理由によりまして、昨年度の決算審査の資料によりますと、昨年度末をもって22人の児童が、もしかすると留守家庭児童学級を退級したのではないかと私は推定していました。22人というのは、昨年度末の人数ですけれども、昨年度末の3年生が12人、4年生3人、5年生7人という内訳であります。これらの22人の全ての児童が退級したというわけではないかもしれませんが、これらの児童について、今年度から児童館への誘導というのがあったのかどうかも含めまして、引き続いて児童の健全な育成というものを図るよう、町当局としてはどのように対応してきたのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 2番米川議員の一般質問に答弁してまいりたいと、このように思います。

まず、最初に、児童の安全・安心な放課後の活動拠点を確保するにはというタイトルでございますけれども、答弁に入る前に、今日冒頭で教育民生常任委員会の阿部委員長のほうから、小中学校の安全対策についてということでご報告をいただきまして、いろいろ調査していただきました。報告をいただきましたので感謝申し上げたいというふうに思います。

それでは、答弁に入ります。

本町におきましては、主に共働き世帯等の児童の放課後の安全な居場所づくりとして留守家庭児童学級を、児童学習支援や屋内での自由遊び等を提供する場として放課後子ども教室を実施しているところです。

なお、詳細の答弁につきましては、留守家庭児童学級は町民福祉課長、それから放課後子ども教室は教育委員会より答弁させたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 留守家庭児童学級の利用に際してでございますが、学年の制限は設けておりません。低学年優先の入級や、高学年に進級して自宅で放課後を過ごすことができるなどの事由によって、一定数の児童が毎年退級しております。議員ご質問の人数の内訳につきましては、令和3年度主要施策の成果説明書から推定されたと思われしますので、それに沿って答弁させていただきます。

たんぼぼ学級3年生12人につきましては、4年生になり7人が退級しております。残りの5人につきましては、夏休み等の長期休暇のみの利用となっております。ひまわり学級4年生3人につきましては、5年生になり3人とも退級しております。ひまわり学級、同じく5年生7人につきましては、6年生になり3人が退級しております。残りの4人につきましては、2人が通年入級、1人が長期休暇のみの利用、1人が待機となっております。ここまでの人

数で合計の22人ということになります。

退級後は、基本的には各保護者の考えにおいて自宅での遊びや学習、習い事など様々な過ごし方をするとは思われますが、町の対応としましては、児童館において退級した児童へ自由来館への声かけなどを行っている状況であります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） それでは、放課後子ども教室についてご説明したいと思います。

放課後子ども教室は、全児童を対象として学校を通じて全校児童にチラシを配付し、募集をしているところです。活動は、各小学校の特別教室や体育館で、創意工夫をしながら体験活動や宿題、自主学习などの学習支援を行っているところであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） お二人の答弁でよく分かりました。この流れでお尋ねしたいんですけども、安土課長から答弁がありました人数につきまして、留守家庭児童学級を退級した児童、たんぼぼ学級では7名、そしてひまわり学級では3人と3人で計6人ですか、こちら、先ほどの答弁ですと、基本的には保護者の意向もあって、あと習い事も新たに加わったりするというのもあるんでしょうから、基本的には留守家庭児童学級を退級して、あと児童が基本的には学校が終わった後は留守番できるという様子なんだと思われまじけれども、留守家庭児童学級へ通うのをやめた理由なんですが、ひとえに保護者の意向というところなのか、あるいは一部児童の意向も含まれるのか、そして、通告にも書きましたけれども、定員オーバーという事情もあるかと推測しますけれども、もし定員オーバーを理由に退級してもらう場合は、保護者へどのように説明しているのか、その辺り詳しく知りたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 先ほど退級しました、計、たんぼぼとひまわり学級合わせて13人なんですけれども、その方々につきまして、退級するまでの理由等は私たちのほうでは確認はしておりません。ただ、ご自身でご家庭で過ごすことができる、これは、友達と過ごす、またはスポ少等に通うようになったということは、オフィシャルではありませんが、実際に子供さんについて聞いているところではあります。また、定員をオーバーしてしまってお断りするという事は、なるべくないようにしております。保育所と違って面積要件がござ

いませんので、あくまでスタッフが対応できる中での人数ということで、定員等につきましては、条例ではなくて規則のほうで定めておるんですが、実際にはたんぼぼ学級であれば65人というふうに規則で目安として設けています。ただ、実際はスタッフもいるということと、あと入れ替わりもあるということで、延べで70人を受け入れている体制ではございますので、なるべく待機のないようにはお話をし、理解をしていただいているところであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。まず定員オーバーというのが、そもそもないというのが分かりましたし、あと、先ほどの答弁の中で、諸事情により退級した児童については自由来館を促しているというお話もありましたので、その辺り安心したといいますか、納得したところであります。

では、（2）の質問に移りたいと思うんですけれども、2番目としまして、留守家庭児童学級の開設日数というのが、月平均22日である一方、放課後子ども教室は現在月1回程度の開催にとどまっていると把握しております。仮にスタッフを増やしまして、週1回ペースで放課後子ども教室を開催できますと、もともとの放課後子ども教室の目的であります児童の体験活動や交流活動などが増えるだけでなく、この体験活動や交流活動と並んで活動の目的とされています学習意欲の向上ですとか、学習習慣の定着といったところ、例えば百ます計算ですとか漢字検定など、そういった学習会を取り入れることができますと、この学習面の目的も果たすと思うんですけれども、この辺りにつきまして町当局の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 開設日の日数についてお話しさせていただきます。

放課後子ども教室の開設日につきましては、各校月1回ずつ実施しております。同一日に複数の小学校で実施することが難しいため、週ごとに各小学校の開設を決めて実施しているところでございます。実施に当たっては、町内3つの小学校に同じボランティアスタッフで運営しておりますので、現時点ではスタッフの人数が限られているということでそのような形で運営しているところでございます。

続いて、学習会みたいなお話なんですけれども、放課後子ども教室で学習会を頻繁にやるといった場合には、公立の塾みたいな形になってしまいますので、やっていないことではないんですが、ワンポイントレッスンとか分からないところを教えてあげるといった程度でとど

めておかないと、いろいろなこと、運動したい子もいればそうでない子もいらっしゃるの、そこら辺のニーズを十分に把握しながら学習支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。今教育長が言われた学習支援については、ワンポイントでとどめるのも重要じゃないかというところで、はい、それはちょっと考えが至らなかったところもあるので参考にさせていただきます。

それで、なかなか議員の立場で学校現場の教員の方、スタッフの方になかなか聞きづらいところではあるんですけども、先ほど留守家庭児童学級を退級した児童が複数いるというところで、今年度から授業終了後は一人で留守番している子いるだろうと推測しますけれども、そういった一人で留守番している児童の宿題の状況というのが気になりまして、昨年度まで留守家庭児童学級で宿題をやっていた子が、今年度から一人で留守番をしながらちゃんと宿題ができていくのかという、学校の先生に聞きたいところではあるんですけども、その辺り把握されているところがあればお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） しっかりアンケートを取ったわけではございませんけれども、留守家庭学級を終えてうちでやってこない子が急に多くなる、留守家庭学級を終えてうちで一人いたときに、先生方がその子が宿題をやってこないという苦情というか、そういう状態は私のところではまだ聞き及んでおりません。むしろやってくる子供たちのほうが多いですし、学校でもさらに学力を伸ばすには家庭学習というのがうんと充実だと私たちも認識しておりますので、普段勉強したことをおうちに帰ってからやるというのは、1つの流れとして保護者にも理解してもらっているし、家庭学習の在り方についても学校からプリントを出しているところです。

それから、余談になりますけれども、4年生になると2分の1成人式をしたりして、自立に向かってスタートするわけですので、そうなってくると、ある程度いつまでもというような感覚でなくて、自分で与えられた課題をきちんとやると。それは、お母さん、お父さんがいるより一人のほうがなかなか楽に走る部分もあるかとは思いますが、そこら辺は学習参観日とかの保護者との面談を通してお話ししていきたいなとは考えていっていると思っております。そして、これからもお話ししていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。先ほど教育長の答弁の中で、スタッフの人員の話も出てきまして、人手が足りないというのは事前に聞いておりました。放課後子ども教室の開催回数については、基本的には各地域の実情に合わせて実施しようということになっております。2つとも関東の事例になってしまいますが、例えば東京都の小平市ですと、平日だけでなく土曜、日曜、長期休業も合わせて年間約250回やっています。一方で、千葉県の柏市ですと、平日は週1回だけですが、長期休業時は10日間開催しまして、年間約60回開催しているとのこと。なかなか町の規模ですと、年間250回というのはとても難しいと思いますけれども、この柏市のような年間約60回というと、平日は週1回ペースということなので、この町の規模であってもそのくらい開催できるととてもいいなと思うところです。といいますのも、週1回であれば、もしその週にやむを得ず欠席しても翌週に参加すれば2週間空けるだけで済みますけれども、当町の現状のように月1回ペースですと、一度休むともう2か月空きますので、結構空白が大きいんじゃないかと感じます。そういったところで、人手不足の解消ができれば開催回数を増やせる、量を、数を確保できるということで、人手不足の解消としては、例えば大学生のボランティアを募るですとか、あと民間の教育事業者から応募を期待するとか、複数手段があると思っているんですけども、人手不足を解消するための方策についてどのような考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 米川議員のほうから大学生の活用というお話あったんですが、大学生のほうになりますと、ちょっと移動等で課題もあるのかなというふうに認識しています。それで、通年を通しての協力はちょっと難しいのかなと。単発、1回、2回の活動であれば、私どもも大学と連携を図っている部分もないわけではないので、その辺はちょっとお話しはできるかなとは思っていますが、一応現状はそういう形になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。町と大学との接点というのがあるということが分かりましたので、人手不足については、これからもそういった複数の方法を考えながら、まず人手の確保を引き続きお願いできればと思います。

そうですね、今回この放課後子ども教室についてとても気になって質問しているわけですが、先ほど人手不足の解消をしてほしいと、もっと量を確保してほしいと申しました。

もう1つは、せっかく放課後子ども教室を開催するからには、学習体験活動の場としまして活動の質も確保してほしいという思いが強くなります。具体的には、放課後子ども教室の目的というのが、学習支援、宿題の指導、予習復習、補充学習などであったり、多様な体験プログラム、実験工作教室、英会話、文化、芸術教室などもありますし、スポーツ活動、野球、サッカー、一輪車など、そうって多岐にわたるわけです。教育委員会で聞きましたのは、今月からは新たな試みとして松島かるたというのをやってみると聞いていまして、私も面白い取組だと思っております。そういった多様な体験プログラムというのは今後も続けていただければと思いますけれども、ここで質問したいのは、学習と体験活動というのは、文科省によると並列の関係にあると思うんですけれども、月1回開催される放課後子ども教室の活動が、学習と体験活動がバランスの取れた実施となっているのかどうか、加えまして、留守家庭児童学級と放課後子ども教室というのは、活動の目的も異なりますし所管も異なりますので、留守家庭児童学級の活動と差別化されるのは自然だと思うんですけれども、その辺りどういったお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 学習支援と体験遊びということでバランス取れると、これは普通の学校生活の中でも非常に大切なことなんです。それで、放課後子ども教室でどんなことをやっているかというのをお話しさせていただくと、学習支援、宿題や自主学習などの支援、まずこれをやっております。ただ、さっき言ったようにみっちりとはなくて、ワンポイントアドバイスみたいな形で、分からなかったら手を挙げるみたいな形で対応していると思います。それから、特別教室での自由遊び、それから体験遊びとしてはジュニアリーダーと遊ぼうとか、松島かるたをつくってみんなで松島に合ったかるた、合ったかるたと言うのもおかしいですけれども、松島を題材としたかるたをつくって、私も現物見せてもらいましたけれども、なかなかの出来でございました。それから、合同イベントとして、これからなんですかね、ジュニアリーダーと遊んだり、あとドッジビー大会ということで、生涯学習班のほうでは準備しているところでございます。だから、子供の成長と考えると、やっぱり学習と、それから体験みたいなのが両輪になっていくんだと思いますので、放課後子ども教室は、まず保護者の安全安心な受皿としつつも、そういうところにもこれから注視していきたい、力を注いでいきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。放課後子ども教室の具体的な活動を今答弁でいただきました。実際、私は放課後子ども教室を見学させていただきましたし、以前に留守家庭児童学級も見学しておりました。たまたま私の見学した回がそうただただけかもしれませんが、留守家庭児童学級の活動と大きな差異が見られなかったというのが率直な印象ですので、そういう回があってもいいと思うんですけれども、そういう回、これも回数が確保できれば、量を確保できれば、時にはそういう留守家庭児童と大きな差がなくてもいいかもしれないんですけれども、今のところ月1回の開催という、とても貴重な機会となっていますので、こちらは毎回できる範囲で留守家庭児童学級の活動とうまく差別化できるといいなと思いますし、児童にとって月1回その日は児童館に行く前に放課後子ども教室に寄って活動してよかったと毎回そういうふう感じられるような取組を今後も続けていただければと思います。

では、（3）の質問に移ります。

本町の放課後子ども教室のうち、第二小学校は留守家庭児童学級と物理的に一体化しているんですけれども、第一小学校と第五小学校については放課後子ども教室へ移動する際に安全面の配慮が必要であります。失礼しました、第一小と第五小については、放課後子ども教室から留守家庭児童学級へ移動する際には安全面の配慮が必要となっております。国としては、いわゆる一体型による実施を目指していることを踏まえまして、特にどんぐり学級につきましては、余裕教室が確保できた段階で留守家庭児童学級の実施場所を現在の品井沼農村環境改善センターから第五小学校へ変更すること、これが実現しますと、ハード面とソフト面の両方でメリットが生じると考えます。

具体的には、ハード面では、一体型とすることで国の補助が得られるようですし、あとソフト面としては、とにかく留守家庭児童学級と放課後子ども教室の場所が一体化しているということで、とても安全面が優れているということだと考えます。こちらの留守家庭児童学級と放課後子ども教室の一体化につきまして、今後町当局としてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今議員お尋ねの放課後子ども教室、それから留守家庭児童学級の一体型ということでございますけれども、町の現状として、第一小学校の留守家庭児童学級につきましては、児童館での開設を今のところ変更する考えはございません。第五小学校の留守家庭児童学級につきましては、品井沼農村環境改善センターで開設していますけれども、それに至った経緯というのは過去にありまして、第五小学校の中で空き教室がなかったというこ

とがあって、もうワンクッション別なところに行って、それから農村環境改善センターに移ったという経緯があります。そういったことがこれまでありましたけれども、空き教室等が出てくれば、それはそれでまた検討もしたいと、このようには思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。小学校が3つありますので、ちょっと一つ一つ詳しくお尋ねしたいところもあるんですけども、その前に、全国の放課後子ども教室の総数としましては、平成30年11月現在で約1万8,000教室というところで、そのうち一体型と呼ばれるものが約4,900か所で、全体の約25%を占めておりました。ちなみに、連携型というものもあるんですけども、こちらは平成27年度末の数を参考にしますと、私が推測するに連携型は15%以下ではないかと思っております。国の目標としましては、令和5年度末までに全ての小学校区で放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に、または連携して実施しましょう、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施しましょうという目標が設定されております。その辺りを踏まえまして、ちょっと一つ一つ確認したいんですけども、まず第一小学校とたんぼぼ学級につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、実施場所が離れていまして、今のところ留守家庭児童学級の場所の変更予定はないということなんですけれども、一体型は無理というのは、無理といいますか、現時点で考えられていないのは分かりましたけれども、いわゆる連携型というのは、もう既に実現できているのか、それともこれから連携型へ向けて取り組んでいかれるのか、その辺りお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 連携型とまでちょっと言えるかどうかはあれなんですけど、留守家庭児童学級と放課後子ども教室でダブって、両方に登録している子供さんが22名ほどおります。それで、全て留守家庭のほうに登録している子供さんが放課後に必ず来るというわけではないんですけど、そういう意味での放課後あるときは放課後に参加してから留守家庭のほうに行くという子供さんがいることはおりますので、これが連携と言われるかどうかはちょっと定かではないんですけど、そういう形になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。大体千葉次長の認識と私も近いんですけども、ひとつ確認したいのは、一体型であったり連携型と呼べる要件としまして、留守家庭児童学級と放課後子ども教室と共通プログラムが存在するということだと思っておりますけれども、その辺り

いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 一体型、連携型ということで、やはり厚労省と文科省で、それぞれの省庁が分かれていると。その部分で言うと、どうしても留守家庭児童学級が学校から、うちだったら児童館まで、児童館に移動した後保護者が迎えに来るまで安全にサポートするよというのが厚労省の考えでの開級をしております。片や放課後子ども教室につきましては、地域の方が地域の子供を教えるための場として設けられたという、たしか意義があったはずですので、そういった意味では、千葉次長が話したとおり、両方に登録して両方を活用している子供もいるんだと思います。最後のすり合わせは、議員がお話ししたとおり、同じような取組を同じ場所じゃなくても両方の児童が使っているのであれば、取組を一にして同じ目標を持った、ここまでやってみようか、いろいろなことをやってみようかという、そういった連携プログラムを持つことが連携型になるのかなとは思いますが。一体型は、議員おっしゃっているとおり同じ場所で開級することが一体型かなというふうには認識しておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。あと、第二小学校ですけれども、こちらも以前から同一小学校内で両方の授業が実施されていますけれども、初めは一体型だと思っていたんですが、どうも違うようで、同じ敷地内だけれども一体型ではないというふうに言われたと記憶しています。こちら一体型へ向けてどのような取組をしているのか、一体型はどうしても実現するのは難しいのか、その辺りお尋ねしたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 同じ場所で留守家庭児童学級も放課後子ども教室も行っている場所として、実現性は一番高い場所だというふうに認識しております。また、将来的に令和5年からこども園が新設された後の活用の仕方にも、どうしても合理的に進められそうですので、ここにつきましては、一体型ができるかということ、補助の面でも活用ができそうですので、こことは教育委員会と協議し、すぐにできるとはここでは言えませんが、協議の場を持ちながら実現できるかの検討はしてみたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今の答弁を前向きな答弁と捉えておりますので、ぜひ取

組をお願いします。

最後に、五小について再質問になってしまいますけれども、再答弁を求めることになるかもしれないけれども、第五小学校とどんぐり学級につきまして、当初は余裕教室がなくて別々の場所にならざるを得なかったと分かりました。今後、五小におきまして余裕教室を確保できる見込みがどの程度あるのか、あと、もし余裕教室を確保できた場合、今の農村環境改善センターから五小へ留守家庭児童学級を移転できるのか、移転後は間もなく一体型が実現できるのか、その辺り最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 余裕教室について町長のほうからお話ありましたけれども、確かに、前の段階では余裕教室がなく、必然的に農業改善センターのほうになったというお話を私も聞き及んでいます。議員さんにもお話、何名かの議員さんにもお話ししているんですけども、第五小学校は来年から複式学級になりますので教室が余る可能性はあります。ですけれども、第五小学校はほかの学校と比べて特別支援教室が非常に狭くて苦しい状況にあるので、もうちょっとゆったりした教室でと思っているところでもございます。ですから、今米川議員さんのほうからお話が合った一緒にというのは、1つの案ではあるんですけども、今のところ、まず第五小学校の子供たちのほうを何とかゆったりした状況に持っていきたいなというのも片方では考えているところがございます。ただし、趣旨とかは十分私もこれまで認識しておりますので、そういう考えは常に持っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。今の教育長の答弁で五小の抱える特殊な事情というのは理解したつもりですし、あと一体型というものを念頭において今後も取り組まれるという答弁もいただきましたので、引き続きそのようにお願いできればと思います。

ということで、私としてはただ国が推進するから一体型にしましょうとか連携型にしましょうとかそういう趣旨ではなくて、あくまで、もちろん現状でも所管は異なりますが、留守家庭児童学級、そして放課後子ども教室それぞれ児童の安全な放課後の活動、安心な放課後の活動という拠点を確保されているというのは重々承知していますけれども、今後より一層そういうところを念頭に置いて取り組んでいただければと強く願っております。今後ともよろしく願いいたします。

では、1問目については以上としまして、2問目に移らせていただきます。

2 問目、一括方式を選んでおりますけれども、こちら間違っただけでもなく、あとオールインクルーシブに倣って、わざわざ一括方式を採用したわけでもありません。私としましては、これまで観光について複数一般質問させていただいて、ここまで取り上げたテーマに関しまして、進捗確認も含めまして、答弁としまして全体を俯瞰しながら答弁を求めたいという気持ちが強くなりましたので、あえて一括方式を採用させていただきました。

では、通告のとおり質問させていただきます。

オールインクルーシブというものですけれども、発祥が海外の観光地ということなんですが、国内でもこれを取り入れるホテルですとか観光地は年々増えておりまして、昨今は本町におきましても同様の宿泊施設が見られるところでありまして、オールインクルーシブの宿泊料金というのは、食事代、ドリンク代に加えまして施設利用ですとかアクティビティーの料金なども含まれているため、利用する客としてはお金の面はあまり気にせずに宿泊を満喫できるということでありまして。

ここで断っておきたいのは、私としては決して町内においてオールインクルーシブをこれから増やしたいといった趣旨ではないのでご承知おきください。

続けます。県外のある老舗旅館においては、ドリンクや朝食だけを提供する代わりに、温泉街の系列飲食店で自由に夕食を取ってもらうというサービス、温泉街オールインクルーシブと呼ばれるようではありますが、こちらを始めております。こちらの経営者の話によりまして、いずれはほかの飲食店ですとか土産店なども参加するようになれば、最終的に宿泊客は財布を持ち歩かなくても温泉街の散策を楽しめるようになるとのことでした。こちらについては、私もこれはいいなと思いましたがけれども、ただ、本町で導入すればそれでいいというわけでもございません。あくまで、いわゆる泊食分離というのを検討するための参考事例として受け止めております。

続けますと、新型コロナウイルス禍で落ち込んでおります観光需要の回復を目指すためには、本町の観光の魅力をより高めることが必要不可欠でありますけれども、仮に飲食店であったり土産店であったり、こういった店舗が夕方以降の時間帯にもぎわっていますと、松島は観光地としての価値がより高まると思っております。この夕方以降の時間帯については、私が質問するずっと前からそういう議論もあったかと思うんですけれども、お店サイドですと、夕方以降も営業するにはお客さんの数が十分ではないと。するとどうしても夕方以降は営業しづらいというところなんだと推察しております。

続きまして、ただ、もし夕方以降も店舗がにぎわっている、そういうのが実現すれば、例え

ば遊覧船観光であったり松島四大観巡りというのがより実現しやすくなるのかなとも思っておりますし、町としましては近隣市町と連携しながら新たな旅行商品をより開発しやすくなるのではないかなと考えております。こちらについては、今年の第2回定例会におきましても松島湾を取り囲む自治体と協力しながら、これから総合的な観光事業をつくるのが望ましいといった、そういった話、そういった質問をさせていただきました。

続けまして、さらに、地域デジタル通貨といったものが実現すれば、観光客のみならず町民にとりましても消費機会の拡大であったり、消費単価の向上というものが期待できるのではないかと考えております。こちらは、今年の第3回定例会でも取り上げましたけれども、こちらは事業者であったり観光協会、商工会の意見を伺いながら地域デジタル通貨の導入について研究されるということでありました。来年度からは新たな観光振興計画が始まりますけれども、私としましては、ここまで述べたような中長期的な視点を持ちまして、この観光振興計画に新たな取組を盛り込むのが望ましいと考えております。こちらは今年の第1回定例会におきまして今年度中に各事業を評価しまして、次期観光振興計画に反映させると、そういうお話もありましたので、これらに対する町当局の見解をお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 観光についての質問でございますけれども、実はここに長文で、一括だというから、長文でだあつとあるんですよ。A4で一枚。これを読み上げて、それで終わりなんだろうけれども、何かそれではちょっとまずいかなと思って。少し作文しながら話しますけれども。

オールインクルーシブ、これ松島で取り上げたのは多分四、五年前に1か所で取り上げて、それ何だと聞いたら、いや、もうお金を気にせず1か所で幾ら幾らお支払いをさせれば、あとは中でお酒を幾ら飲もうが何を食べようが、そういったものについては、また、そこはちょっとした工芸品を見せるところもございますので、そういったところについても全部その宿泊料金の中に含まれていますよというのを聞いたことが始まりであります。その会社は、作並とこっちとで2か所で始めたんだと思いますけれども、そういったものが新しいスタイルとして松島にも入ってきたということかと思えます。それはそれで、これからのそういう時代になってくるのかなと。それで、一番困ったのが、大勢のお客さんが、例えば700人定員だったところが定員数を半分ぐらいにするとか、そういうふうにしちゃって、大型バス等でどんどん来るような観光客を対応できなくなる。逆にそういった方々がホテルを利用してくださいというような、逆にいうと、そういう利用形態のホテルが変わってきたのもこの頃か

らかなというふうに思っております。

オールインクルーシブの宿泊プラン等については、今議員がいろいろお話しされた内容でありますので、場所によっては宿だけ提供するから、食べるものについては、朝食ぐらいは出しますけれども、夕食は外で食べてきてくださいと、できたら地元のお店を使って食べてほしいと、こういったところは松島以外の観光エリアでも相当出てきているということは承知しておりますし、それから大崎の鳴子なんかでは、一枚の木札を持ってればいろいろなところでお風呂が入れますよというようなことも聞いておりますし、自分は体験したことございませんけれども、そういったことはお伺いしております。松島でも7か所なり8か所の温泉施設があるんでありますけれども、様々な、形態がちょっと変わっていますので、これらについては、今後そういう温泉組合の組合長さんとか役員の方々と、そういったことについて今後どうなるんだろうかということでもいろいろ検討させていただきたいというふうには思います。

あと、夜の、夕方のにぎわいというんですか、こういったものについては、松島で今年取り組みました松島詣通行手形で本町へ来るお客さんも大分増えたというふうに思いますので、それで、観光と、それからそういったものを使っていろいろな物産店に入らせていただくのご利用もあったのかなというふうに思います。それから紅葉ライトアップ、11月23日、ちょっと雨で最終日残念でございましたけれども、紅葉ライトアップを計画した2つの施設からは、ほぼ考えた定数の最低人数のお客さんはクリアしましたというお話を聞きましたので、初めてお寺、瑞巖寺と円通院さんですけども、どちらも料金を取っているというのが瑞巖寺も初めてだったんでありますけれども、当初の計画は達したということでもありますから、それはそれでにぎわってくれたんだろうというふうに思います。それによって、夜開いている店も二、三見受けられることは見受けられたんですけども、ただ営業形態を、例えば1時間遅らせてもらっただけでも大分違ったんじゃないかというふうに思います。なぜかというと、大体5時頃で、冬の時間だと4時半ぐらいで店を閉める場所も、このライトアップ期間中は、例えば6時頃まで開けてもらおうと。そうすると、ライトアップが始まるのが5時半とか6時ですから、ちょうどそういったところのお店で時を過ごしてそちらに移られるということもあったのかなというふうに思います。そんなことも考えながら、いい点も多々あったのではないかなというふうに思いますので、今後それらのことについて様々なものに反映していきたい、このように思います。

まずは1回目。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。私としては、一括方式は初めてなもので、ちょっとここからまた再質問するんですけども、中には再答弁と混同しちゃうかもしれませんが、その点ご容赦いただければと思います。

まず、今町長から言われました営業時間のあたりについては、私も強く思うところがありまして、いわゆる泊食分離というのを進めるためには、やはり夕方以降も飲食店が営業する必要があるだろうと。たとえ日帰りであっても、土産店などが開いていれば遅くまで町内に滞在してくれると思います。先ほど、すみません、お店サイドとしてはお客の数が十分でないとなかなか夕方以降は営業しづらいのではないかと思う一方で、お店を開けない限りはお客さんはやってこないだろうなという考えも別にありまして、卵が先か鶏が先かという、そういう話になるかもしれないんですけども、これは、最近の研究だと鶏が先ではないかという結論のようなんですけれども、ですので、当町としては、やっぱりお客さんが十分でないから夕方以降は営業しづらいという結論になっちゃうのかもしれないんですけども、とはいえ卵が先に生まれたという、その可能性がゼロではないそうですので、やっぱり私としてはお店を開けない限りお客さんはやってこないという、やっぱりそういうところはこれからも念頭に置いて活動したいと思っております。

あと、少し社会実験の話に触れますと、社会実験はシーズンオフの冬場にやってほしいという声もあったようなんですけれども、歩行者天国は、3日間は15時に終了しまして、あと2時間後、17時までにはこの時期は外が暗くなりますから、先ほど町長が言われたように、営業時間を1時間ないし2時間でも延長できれば、あとは紅葉ライトアップ期間中は特になんなんですけれども、観光後に夕食を取りまして、その後で宿泊する方もいれば日帰りする方もいて、それは観光客が選択できればいいと思っているんですけども、まず観光客が取れる選択肢というのを1つでも多くしてあげるとするのがとても重要なんだと思います。

あと、すみません、せっかく一括方式なので、あと二、三コメントさせてください。

まず、通告の順といいますか、温泉街オールインクルーシブに倣いますと、以前から言われているのが、いわゆるベッド・アンド・ブレックファスト、B&Bというところですね、このB&Bの旅館は町内でも見られまして、観光をたっぷり楽しむプランということなんですけれども、温泉宿の、確かにそういったB&Bの旅館、ホテルですと、夕食がないものから、現在夕食を提供しているホテルが夕食なしへ切り替えるとももちろん売上げは減るわけなんですけれども、一方で、例えば食材の在庫を減らせるであったり、人手不足を一部解消でき

るといったメリットもあるかと思っておりますので、あと、さらにはこの夕食なし、朝食ありという、そういう宿泊施設が増えますと、観光客としては、松島を観光した後はそのまま町内で宿泊しようかという、そういう日帰りではなく宿泊しようという選択の幅が広がると思っておりますので、そういったところでも、それで宿泊客が結果的に増えれば、例え夕食を提供しなくても宿泊代金で売上げをカバーできるのかなとも思っております。また、本町としましては、現在は教育旅行に力を入れてはいますが、教育旅行が増えれば、平日でも飲食店が遅くまで営業するのではないかなという、そういう期待もしております。そういった意味で、現在進行中の松島×探求ツアーパック教育旅行版の創出事業という、この事業には大きく期待しております。ぜひこのツアーパックには扇谷や富山も含めていただけると嬉しいです。その辺りまたお話しさせていただければと思います。

あと、このツアーパックは、基本的に1泊2日だったと思っておりますけれども、中長期的に考えますと、やっぱり連泊を増やす方策というのにも必要かなというところで、連泊を増やすとなると、なかなか松島町単体では難しいかなと思っております。やはり近隣市町とよく話し合う必要があるのではないかなというところで、以前に聞いたところだと、松島湾ダーランドの構想ですが、当初は入り込み数を1,000万人と見込んでいたと聞きました。とても1,000万人と聞いて驚きましたけれども、そういうのも近隣市町としっかり提携して、連携して、松島四大観で言うと、大高森であったり多聞山も含めまして、この間の社会実験では東松島の遊覧船も出たと聞いております。そういったところを、近隣市町としっかり連携することが必要だと思っております。

あと、社会実験の話に戻ると、中には行政サイドとしては商店とよく話し合いました、例えば合同クーポンの仕組みなど、そういったものを構築すべきという声もありました。私としましては、歩行者天国の期間限定というのでもいいんですけども、せっかくクーポンをつくるなら、例えば夕方だけ使える電子クーポンといったものもいいかなと考えております。夕方も使えますと、観光客だけでなく町民も平日の夕方以降にこのクーポンを使えると思えますし、いずれは松島ペイといった地域デジタル通貨へ移行するともっといいかなと考えております。

最後に、来年度から、令和5年度から松島町観光振興計画が改定されますけれども、この新しい観光振興計画の重点項目がどういったものなのか、特に長期総合計画、後期基本計画は残り3か年ですけれども、こちらの長期総合計画の進捗見込みとの絡みも含めまして、来年度から始まる観光振興計画の重点項目もお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） やっぱりこれは一問一答のほうがよろしいんじゃないかなと。なぜかという、今聞いていると、ここだけでもう5問ぐらい出ているんですよね。そうすると、私は一問一答で今後お願いしたいなど。今回はどうのこうのじゃなくて、できたら次からそういうふうをお願いしたい。

今いろいろなお話が出ましたけれども、まず、松島も、例えば私たちも議員の立場だったり、また行政の立場だったりいろいろなところに行って、いろいろなものをやっぱり勉強してきます。ですから、議会の皆さんと湯布院に行ったこともあって、湯布院は何でこれだけ有名になったんだと、それは食だと。それから店を中に持たない、お土産屋さん。こういうもので外にお客さん出してもらい、街の中を歩いてもらい、こういうことがまずあったと。同じことをやっているのが、松山の道後温泉もそうです。道後温泉も、幾ら大きなホテルでも小さな売店しかなかった。そこではたばことか何かそういうものしか売ってなくて、土産物はどうぞ街の中へ出て行って買ってくださいと。できたら浴衣を着て歩いてくださいと。カランカランと下駄を履いてというのが、どちらにも似たような形態なんですね。そういったところが今残ってきている。松島はそれに対応できるかという、なかなかちょっとそこまで持つていくには難しいのではないのかなと。これは私の視点ですから、間違っていたら申し訳ないんですけども、松島のホテルの皆さんは、全てとは私言いません、この頃大分変わってきましたから。ただ、当初は飯坂の某ホテルをまねしたような形、うちのホテルに入ったお客さんはよそへ出さないで全て消化してもらおうと。お土産屋にしても食べるものにしても何でも、うちのホテルに来れば全て娯楽的なものは済みますよというのが県内各地にあったと。それが、今ちょっと見直されてきて、いろいろなこういう形態に変わってきているんだと思う。旅行形態も変わってきていますから、そういうことで今後の、私はホテルの経営者じゃありませんけれども、行政としても、やっぱりそういったことを少し頭に入れて取り組む必要があるのかなというふうに思っております。

それから、社会実験のお話もありましたけれども、これについては後でまた一般質問されている方がいらっしゃるものであれですけども、これは、客足の動向とか形態がどうだったかということについては、これからの取組だし、これからの検討課題になっているんです。実は、議会が終わったらその研究会が始まるんですけどもね。調査委員会が始まるんですけども、それはそれとして、社会実験そのものが1回でどうのこうのということじゃなくて、これが今度来年に向けてどうなのかと。最終的にはどういう考えを持っているのかとい

うのが、まずは大事なところであって、その最終的な形態が、やっぱりそういう町民の方、観光エリアの方々との共有が必要だと。一々、例えば過去に大型客船を誘致しているところから私のところに直接電話が来て、実は石巻に大型客船が入るんだと。その大型客船が入るのに、松島はその日物産店等が休みのようだ。これは町長何とかならないのかという、事前にお話があったときに、中央商店街のほうにちょっと働きかけて、当時まだ大型客船というのはそうそう来ていなかったときで、松島は結構大型客船で外国人の方々が石巻に入ると、結構松島にバスで来るんですね。そういった方々のためにちょっと店を開けてくれないかということで過去に頼んだこともありますけれども、そういったことも共有しながら今後やっていきたい。

それから、ちょっと答弁長くなっていますけれども、ツアーパック等については、今うちの太田課長がいろいろ考えていますので、ちょっとだけ、ちょっとだけというか長くなるか私は分かりませんが、太田課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 9月議会で補正予算の承認受けまして、現在受託会社通じてお寺さんとか遊覧船事業者、あとその他観光事業者というようなことで、一緒に商品構成についてのお話をしているところでございます。あと、その議会の際にもお話は申し上げたんですけれども、12月中に商品の構成について取りまとめを行って、来年1月にモニターツアーを企画予定してまいりたいと考えております。

以上です。

あと、すみません、それから観光振興計画についてなんですけれども、コロナ禍の社会全体の変容ということがありまして、その中でこのコロナ禍の中でよく言われていたことについては、近場への観光、それから首都圏からのお客さんを迎えてホップステップで最後は海外というような流れで、お客様をおもてなしするというような流れになるのかなと考えておりまして、現時点でその計画について、足りないものについてはコロナ禍の変容について観光サービスをどのように提供していくのか、あとは、当時なかったキャッシュレス化、どのように展開していくか何かが話の中には盛り込まれていくのかなと。そして、ちょっと国とか県もそうだったんですけれども、なかなかコロナ禍の変容で、観光計画について云々のどうしていくかというのが、ちょっとなかなか出てこなかったというのがありまして、今現時点で進捗、何ができて何ができなかったのかというのは整理をしているところなんですけれども、計画についてはそういったことで、ちょっと延伸というか、1年様子を見させていただ

いて、ちょっとその辺もじっくり考えさせていただきたいというのが現在の考えでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。まず、町長の答弁にありましたように、道後温泉の例ですね、ホテル、旅館の中、その中に店舗は小さい物しかない、買い物はホテル、旅館から出てお店で買い物しましょうというところで、道後温泉は行ったことがなかったものですから、もし仙台松山便がまた再開すれば、ぜひ道後温泉に足を運びたいと思っております。

あと、太田課長から答弁がありましたように、まず、松島×探求ツアーパックについては、まだ鋭意制作中ということですので、こちらの進捗状況について、また教えていただく機会があればと思いますし、あと、観光振興計画につきましても、コロナの変容次第というところもありますし、ただ、キャッシュレス化も盛り込めるのではないかとという前向きな答弁をいただきましたので、私としては、もう来年度から完全に新しい計画をスタートというよりは、先ほど答弁にありましたように、あと1年ほど様子を見ながら、コロナの様子も見ながらというところで、より充実した計画の取組をぜひお願いできればと思います。

最後に、これは特に答弁を、今から申し上げることについては答弁を求めませんけれども、コロナの変容もあるんですが、ずっとここ3年ほどウィズコロナが続いていまして、何年続くか分かりませんが、ひとつ日頃から思うのは、コロナが本当に落ち着いて、今日、もう今からアフターコロナの時代だといったところで、もうコロナが完全に終息したからこれから新たな観光事業に取り組もうとか、そういったことだとももちろん遅いわけで、それは私がわざわざ言うまでもないと思うんですけども、ご理解いただいているところだと思います。初めての一般質問で触れたところであるんですが、私としましては、特に近隣市町の連携については、本当に今までも取り組まれておられますけれども、今まで以上に力を入れてほしいという思いが強くなります。何といても松島町というのはやはり特別な町だと思っております。近隣の市町から見ても、恐らく松島は特別なんだろうと。ですので、近隣の市町から松島町さん提携しましょうとか、なかなか言いづらいのかもしれませんが。あと、宮城県としては、松島町さんは特別だからこういうふうにしたらどうですかとか、ああしたらどうですかとか、宮城県から積極的に働きかけるというのも、そういうのは、これから今までも大きくなかったでしょうし、これからはないんだと思います。そういうことを踏まえますと、やっぱり松島町が主導で、本当に近隣の市町と提携して、あと宮城県も巻き込んで、

本当に観光の魅力を高められればいいなと強く思っています。その主導権を握れるのは我々議員でもなければ職員でもなく、あと観光に携わる事業者でもないだろうと。もちろん議員であつたり職員であつたり、事業者であつたり協力はできるんですけども、最終的に主導権を握って近隣市町に働きかけられる、宮城県も巻き込むことが可能となると、そういったことがなし得るのは、やはり自治体の長のみであると思っております。ですので、これで一般質問は終わりますけれども、そういったところ、松島町がイニシアチブを持ってこれから観光振興により一層力を入れていただきたいと強く望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、せっかくそこまでお話しいただいたので、この間の社会実験で東松島も入って3市3町湾ダークランド構想の中で様々なことを取り入れてもらった。東松島は、松島と久しぶりに観光船の往来をしていただいて、最終日に向こうの副市長が松島の会場に見えられて、大変お客さんが多かったということで、来年だったか再来年、縄文サミットを東松島は考えているようなので、その誘致に向けてまたいろいろ協力を願いたいという話、それから、その3市3町、2市3町、我々は塩釜広域なので2市3町、そこに東松島入れて3市3町と言っているんですけども、この2市3町で県のほうにいろいろ要望事項を今重ねておりましたけれども、そのときに、一応2市3町では、まずは令和6年に多賀城が1,300年を迎えると。これを、まず広域で、我々多賀城を全員で押し上げていくのでよろしく願いしたいというのを宮城県知事の前で、佐藤塩竈市長が会長でございますので、市長を先頭に我々は要望したと。それについては、多賀城の深谷市長のほうから令和6年11月1日を基準というか、そこにターゲットを絞りながら、その前後にいろいろなイベントを催していきたいということで、この間も松島町に来ていただいて、協力要請もされていますので、これらについて、まず我々が1つになって、どこの町が何をするかじゃなくて、この湾内広域で、まずは活動して行って、そこに宮城県から誘導していきたいというふうに思いますので、議員の方々にも、また様々な面でご支援賜ればというふうに思います。（「よく分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 終わりますか。

○2番（米川修司君） はい、あの、すみません。本当に今の答弁で。はい。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁でよく分かりました。私が知らなかったところも答弁の中で答

えていただいた部分もありますので、今の答弁も参考にしながら、また町の観光振興について引き続き考えていきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は15時5分にいたします。

○議長（色川晴夫君）

午後2時50分 休 憩

午後3時05分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

5番杉原 崇議員、登壇の上、質問願います。

〔5番 杉原 崇君 登壇〕

○5番（杉原 崇君） 5番杉原でございます。

今日は、手短に20分で終わるように、前回90分近くやって大分反省しておりますので、今日は20分ということで、ここで温めて、次は菅野議員の大応援団が来ていますので、菅野議員しっかり頑張ってください。

実は、今回社会実験について急遽取り上げることにいたしました。本当は違うのをやる予定だったんですが、村井知事の会見を見まして、これはちょっと今回取り上げないと遅れちゃうかなみたいな感じで、今回急遽やらせていただきました。前段、町長のほうから様々な機関と協議して次のステップに入りたいという話も午前中していた中で、検証はこれからなんですが、今の町の考えをお聞きしたいと思えます。

今回の松島交通社会実験は、8月29日、松島海岸地区の渋滞対策とにぎわいのある道路空間づくりを目指してと題して、国道45号線の慢性的な交通渋滞の解消や大型車両の流入抑制による交通上の課題解決、観光客の利便性、安全性の向上、滞在時間拡大へのにぎわいのある環境づくりなどの課題解決を通して、日本三景松島のさらなる魅力向上を目指すため、10月28日から31日の3日間に行うとの記者発表が始まりであったと思えます。

松島町交通社会実験としては、平成25年12月と26年8月にも行われましたが、その際は、通行規制は行わず、迂回の協力という形でしたが、今回は通行規制を行うとのことで、とても注目されたものとなりました。

今回の実験に当たり、国、宮城県、松島町、利府町、宮城県警、地元関係者などの松島町交通社会実験協議会が主催し、J R松島海岸駅交差点から県営第一駐車場交差点の700メートルを大型車の通行を規制し、そのうちの松島海岸レストハウスから第一駐車場の250メートルについて全車両を通行規制し、この区間でイベントを開催、例えば、3市3町で先ほどお話もありました、東松島さんの観光船の往来だったり、地酒の振る舞い、また利府町では馬の背のバスツアーを行い、午後の部は完売したり、またミュージカルが行われたり、子供広場を設置して遊具を置いたり、また道路にお絵かきをするチョークアート、そして様々な車両を展示するなど、にぎわいのある空間づくりが行われ、3市3町の連携を含め松島の新たな魅力を感じることができた取組になりました。

一方、今回の交通社会実験を開催するに当たり、事業者や住民等への事前の周知徹底、迂回路の渋滞、こちらに関しましては、特に高城交差点ではJ R東北本線の踏切があり、先日の事故の影響なのかもしれませんが、踏切内での徐行も相まって渋滞が発生しておりました。そして、何より今回の通行止め区間外の店舗を含めた来客数や売上げ減少があったなど、課題も浮き彫りとなったと思います。様々な課題解決、改善には、国、県との連携が必要ではありますが、終了後の村井知事の会見では、課題などを検証しながら来年度も交通社会実験を行いたいということでありました。

現在、観光事業者やトラック協会の会員を対象としたアンケート調査が始まったところではありますが、今回の社会実験においてどのような成果があったのか、もちろん前段でお話ししましたが、様々な課題もあったと思います。アンケート調査を実施しながら検証するということではありますが、来年度も行うであろう交通社会実験に向けた課題改善策をどのように考えているのか、あくまでも松島町交通社会実験協議会が主体ではありますが、現時点における松島町としての考えをまず1問目、伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 社会実験について質問いただきました。ありがとうございます。

長々の、実は答弁がありますけれども、ちょっとこれは置いておいて、端的にということでございますので、確かに社会実験協議会会長を仰せつかってこれまで務めてまいりました。今議員が前段お話しされた内容で、8月29日にプレゼンやって、それから10月28、29、30日と3日間やらせていただいたと。

まず、一番よかったのは天気にも恵まれたということがまず感謝したいということと、それから、我々が一番心配していた事故とかそういった大きなトラブルがなかったということと、まず

は協議会とすればよかったなということで一致したところでございます。

各自治体、今お話があった七ヶ浜のミュージカルのグループ、N a N a 5931のグループのダンスだったり、いろいろなところの自治体が一緒になって社会実験に取り組んでいただいた、入っていただいたということで、そこの首長さんたちもみんな見学に来て、内容を見てもらった、こういうことについては大変よかったのかなというふうに思います。

そして、実は、検証はもうある程度進んでいまして、私が一番悪いんでありまして、なかなか11月、日程が私取れなくて、かみ合わなくて、それで12月に延びていまして、この議会以降、今日観光協会長今見えていますけれども、開くことになっております。それで、年内にこの協議会を再開して、もうこの数字を県のほうで全て取りまとめていращやいますので、そのデータを基にいろいろ今後についてお話をしていきたい。それからJRの松島海岸駅の乗降についても、それからパーキングのお客さんの把握にしても全て捉えているようでございますので、相当数の方がいろいろなところで調査されていまして、そういったことの報告をまず受けて、そして来年に持っていきたくてこのように思います。

実験ですから、まずはいろいろな問題が出てきて、最初から出てくるだろうということは、予想はしていますので、これを今度どういうふうに解決して結びつけていくかが大事なところであって、そういう面についてはまた前向きに、日程も今のところ来月と、今回と同じ時期ぐらいかなというふうに捉えてはいますけれども、これもまだ決定ではございませんけれども、そういった中でいろいろ考えていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 年内に協議会を行われるということだったんですが、実は今週に入って、私観光協会、一応会員になっているので、観光協会からファクスが来て、アンケートをしてくださいという形で、締切ちょっといつだったか忘れちゃったんですが、その事業者の声とかというのをなかなか年内に協議会をやるということは、その声がちゃんと伝わるのかなと、違う会社が何かやっているみたいなんです、その声はちょっと踏まえて検証というのはどういうような考えなのか、そこをお聞かせいただきたいんですけども。今週に入ってアンケートが来たものですから、そこに関しては。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） これ、町民の方と事業者の方でのアンケートということで、質問は6問ほどあったんですけども、最後に自由意見というようなことで広めに記入するスペースもございますので、この辺で思いの丈をいろいろ記入していただければよろしいのか

などと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 今6問と言っていたんですけども、私携帯でやったんですけども、多分20問ぐらいあったんですよ、面倒くせ…、ちょっと言葉が悪いですね、ちょっと答えるのが大変だなと。道路の地図を出してきて、ここの道路は通りましたかとか、全部番号で書いてあって、これを答えるのはちょっと大変だなと思ったんです。ただ、それが事業者なのか町なのか、町民住民なのかとちょっとアンケートの違いがあるのかどうかそこは分からないんですが、そこをちょっと答えるのがなかなか大変かなと思ったんですが、今回は事業者の方に説明する中で、建設課の方、説明に回られたと思うんですが、大変ご苦労されたと思うんですが、事業者の中でどういった声があったのかということ、ちょっと実際にあった声などお聞かせいただいてよろしいですかね。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、年内もう一回社会実験の協議会開くということでしたけれども、年内、もしくは年明けてからすぐにやりたいというのが1回と、あと、年度内、3月までにもう一回実施して、来年につなげていきたいということがありますので、その間にアンケート調査、あとビッグデータの解析も同時に行っているところなんです。結局IT関係のほうで調査関係やっております、そちらの解析も含めながら交通の状況とかそういったものを最終的には取りまとめしていきたいということなんですけれども、まず年内、年度初めぐらいには1回実施していきたいということで考えております。

そちらの実施に当たりどのぐらい、どういったことがいろいろあったのですかということなんですけれども、まず、通行止めにするわけですので、仙台から石巻方面に行く車が海岸の45号を通れないと。また、逆に石巻方面から仙台に行く車も45号が通れなくなるわけですので、その通れなくなったときの影響する店屋さんとか、いろいろ、そうなりとお客さんが減るとかそういった相談とかはいっぱいありました。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） そうなんです。今回、うちはちょっと遠かったので何も話なかったんですが、前段、東松島の方にも、事業者の方にもお話を聞いた中では、東松島は、うちは影響なかったよなんていう話あった中で、今週たまたま河北新報の、今日来られている高橋記

者の記事の中で、売上げが、塩竈とか利府町とかの事業者が売上げが減ったとかという話を、載っていたんですけども、それは置いておいて、今回、高橋記者の記事がすごく私にくつと来まして、一番が、やはり観光客と事業者の評価が割れたのではないかというのは、私の中ですごく思っていて、観光客は、やはりあぁいった静寂のある空間が今まで体験できなかったの、観光地の中ではすばらしいなという思いがある一方、やはり事業者としてはなかなか事前の話がうまくいってなかったの、対策というのがなかなか取れない状況、もちろんその事業者が対策するといってもなかなか難しいんですが、そういう心構えもなかなかできない中で、実際売上げが落ちて、特に金曜日がすごく落ちたと、やっぱり皆さんおっしゃられていて、それを次回に向けてというのもなかなか難しい話ではあるんですが、ただ、今回、町長先ほど同じようなタイミングでお話しされたんですが、やっぱり観光客がいない中でやっても私の中では意味がなくて、観光客が来る中でやってみるとというのが意義があるのかなと私はすごく思っていたので、それに向けても事前に事業者に対してもう少し説明があってもよかったのかなという思いがありました。

また、今回キッチンカーも出ていたんですが、これも町外の方だったので、区間内の方にはお話しいろいろされていたみたいなんです、区間外の方にキッチンカーじゃないですけども、あそこで店出してもどうですかという一言あるだけでも随分違ったのかなという、私は印象があったんです。もともとキッチンカー出ている周りの飲食店やられている方も、やはりあまりよく思っていなかったというのが実際聞いているので、そういったのもありつつ、やはりいかにして町内の事業者の方と一緒に巻き込んでいくかというのが、私は今後社会実験に対して、次年度に向けて必要ではないかという思いがあります。

そこで、次の質問に入るんですが、次が、次回の社会実験に向けて、事業者や住民、学生などとワークショップを開催しながらまち歩きを楽しめるような仕掛けづくりを検討してはどうかということになります。ワークショップに関しましては、実は10月から七ヶ浜の菖蒲田浜にて東北学院大学と学院高校の学生が参加するまちづくりに関する住民ワークショップが開催されて、地元の方々のアテンドにより地域理解につなげるまち歩きを行ったという話を聞きました。まだ始まったばかりで、今後どのような話に進めていくかちょっと分からないんですが、地元に住んでいない方による新たな気づきにもつながるのではないかと考えております。先月、議運で柴田町議会を視察に行った際、柴田高校との懇談会を開催しているという話があった中で、実際柴田に在住している子供たちというのは2割しかなくて、そのほかは町外から柴田高校に通っているんですが、その8割の子からの、外からの意見、目線

というので議員としてすごくいろいろな様々な気づきにつながるという話を受けまして、今回今後の松島観光に、これもつながるのではないかと考えております。先ほども話しましたが、今回の社会実験は、地域の話をも十分に酌み取れなかったのが反省材料ではないかと思っております。そこで、来年度に行われる予定の社会実験は地域の方と一緒に作り上げていく、盛り上げていくことも必要と感じ、また若い世代とのワークショップを開催しながら、新たな気づきを得ながらまち歩きを楽しめるような仕掛けづくりを、松島町として検討してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今杉原議員の質問の中で、金曜日が一番暇だったというお話、確かに金曜日は暇であるだろうというのは委員会の中でも考えておりました。なぜかという、初めての試みで、5時間通行止めしたときにどういうことがどう起きるかがちょっと状況がよくのみ込めない、我々も、過去にやったやつに関しては、車両を限ってやって、それは、自治体は松島が主になってやったものですからあまり成果が出なかった。今回は県がいろいろなところと協力を結んでやられて、やった結果なんですけれども、金曜日にはイベントをあまり持ってこなかったんです。最初そこににぎわいを持ってくると、あそこの松島の社会実験で何、お祭り騒ぎかと、こう捉えられても、報道で捉えられても困るなど。実際、松島の観光にそういう車両が無くなったときにどういうふうになるのかというのを、まず見る必要があるだろうということもあって、金曜日にはイベントを持ってこなかった。それで、土日に関しては、これはやっぱりイベントをここで、にぎわいを持ってこようと、これは共通した中身になって、まずは七ヶ浜のダンスグループから始まるかと。そうしたら村井知事が、じゃあ私もそこに女川原発の防災訓練が午前中で終わるようだから、昼までには駆けつけるといってお話が出て、そのときにいろいろな扮装の話も出て、そこで松島高等学校のほうから1つのアイデアをもらいました。

それは、例えば知事が来たときに我々が後ろをついて歩いたってこれは絵にならないと。だから何かいいアイデアないかと言ったら、松島高等学校のほうでは、いろいろな伊達政宗の甲冑を作ったものがあるというお話をいただいて、それは面白いと。だから、それを知事の後ろに、その松高製の、男子の四、五名、何かそういう甲冑姿がいらっしゃるということだったので、いろいろな伊達政宗のかぶとの、月が入ったやつですね、あれをかぶりながら歩いてもらおうかと。そうしたら、そこからもう1つ松島高校からアイデアが出て、女生徒に和服を着ていただくかと。そして一緒にそこを歩いたら絵になるんじゃないかということ

で、実は私たちはあまり人数を想定しなかったんだけど、15人から20人ぐらいの子供たちが和服を着て参加してくれた。土曜日の昼はそういった形で進んでもらって、そうしたら物すごく盛り上がり華やかなものができてきたと。これはいいことだったなど。松島高等学校の子供たちが、次の日もまた和服を着てにぎわいをつくってくれた。こういうことに関しては、本当に松島高校の子供たちには感謝をしたいというふうに思いますし、先生方には、来年またやるとき、またいろいろアイデア出してくださいというふうにもお願いもしています。ですから、そういう意味では、今柴田高校の話が出ましたけれども、地元の松島高等学校の子供たちがいろいろな面で関わっていただいて、1つの社会実験に協力いただいたなということを感じております。ですから、それを今後に生かしてやっていきたい。

それから、地元の声を聞かなかったということではなくて、地元がどういうふうになるかが我々も把握できなかった。終わってから、私もあるところに行って、食べに行って、途中で怒られました。町長、来年からやめてくれって。何でって。うちお客さん来なかったと。だから、当初は700メートル想定したんだけど、いろいろな問題があって途中から250メートルに絞ったと。それで、ある駐車場の方に関しては、うちは一切お客さん来なくてもいい、協力するからやれという方もいらっしゃったし、いろいろ様々だったんですけども、ただ、人の流れがはっきりつかめていなかったというのもありますので、今後そういったことについては、いろいろ検証してやっていきたいというふうに思いますし、地元の声をもっともっと聴いていく必要があるだろうというふうに思っています。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 松島高校の子たちが、すごくいろいろのアイデアを出して頑張っていたという話の中で、今回まち歩きを楽しめるような仕掛けづくりをしたらどうだという提案したのは、区間外の事業者の方と一緒に巻き込んで、高城なら高城までまち歩きで何かを行けるような、そういった仕掛けをやはりその観光地だけじゃなくて全体的に考えてそういうふうにはやってはどうかという提案だったんですが、でも、今松島高校の話が出たので、本当に今回それこそ道路のチョークアートって、子供たちに描かせるやつとかも松高生の方たちも一緒になってやられていたということで、大変すばらしいなど、松島高校の観光科の子たち、今回カキ祭りでもすごくお手伝いしていただいて、すごく盛り上げていただいたので、そういった、せっかく松島に来て学んでいる子供たちを生かして、どんどん生かしていただきたいなという思いがあります。

また、観光科の話が出たんですが、今回東北福祉大との連携で観光科の生徒が作成したバリ

アフリー情報を松島海岸のデジタルマップに掲載して、電動車椅子等での移動に必要なバリアフリー情報を観光客に発信するという検証する実験も行われたという話がありました。これは、当町バリアフリー構想にも今後生かしていただきたいなという思いがありますので、この話はぜひいろいろな話を聞いていただいて、今後生かしていただきたいなという思いがあります。実際、先ほど話した、ワークショップは今のところは考えていないということで、答弁はなかったので、それでよろしいのかどうか再度確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 福祉車両については、地元の商店街の方々から、町長、こういった福祉車両、せっかくバリアフリーということもあるので、展示してみてもはどうだろうかということの声がかかって、それで松島社会福祉協議会の会長のほうにお電話を差し上げて、あのような運びになったと。そこに東北福祉大学と一緒に関与してくれて1つのイベントになっていただいたということになったんだと思います。ですから、これについては、ただのにぎわいだけじゃなくて、そういった福祉的なものの、町にせっかく歩道をこれだけ広げて我々は車椅子がすれ違う程度にということにしていたんだけれども、実際そういうことが起きたときにどうなんだろうかというのは今回やっていただいたので、そういう意味では大変よかったのかなと。ですから、来年もそういったものについては前向きに考えていきたいと。

それから、ワークショップについて我々が考えるということではなくて、今後、12月の商工会青年部の人たちと会合がありますけれども、そういったところから逆にアイデアをもらって前へ進めていきたいなと。これは、我々が仕掛けていくものじゃなくて、そっち側から仕掛けてもらって我々が動くというほうがうまくいくのではないかというふうに捉えています。こういったことも次の委員会でしっかり話ししてやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） すみません。もう20分とうに過ぎていました。まだ半分終わっていませんでした。すみませんでした。

今商工会青年部の話出たんですが、来年カップリングパーティーを行わないということで、新たないろいろなことを考えているそうなので、ぜひ来週意見交換をなさった中で新たなまちづくりにいろいろなことで協力すると思うので、ぜひ意見交換していただきたいと思います。また、今回レンタサイクルの提供を宮城県が始めていたんですが、これに関しては、ちょっと遠く離れてもいくんですが、一番はなかなか自転車に乗る方が飲酒運転をされる方が

いらっしゃるので、そこをちょっと注意してほしいなど。うちの店にも来てお酒頼まれる方いるんですが、飲酒運転になるからだめですよという話をさせていただいてお断りするんですが、やはりレンタサイクルを進めるのであれば、そういったことも自転車乗る方のマナーも一緒になってお伝えしていただければと思います。

次、3問目に行きます。

次、道路に関して、慢性的な交通渋滞解消策としては、やはり一番は初原バイパスの整備促進が一番必要と考えますが、なかなかすぐに取りかかるのは難しい状況です。比較的早く対策を打てるのではないかと考える3つ、迂回路の整備、県営駐車場第5、三陸道の無料化についてそれぞれお聞きしたいと思います。

まず、迂回路の整備についてお聞きしたいと思います。

今回の迂回路に関しては、高城交差点の渋滞が特に激しく、先ほどもお話ししましたが、JR東北本線の踏切事故があったせいで、踏切内の徐行も相まって、渋滞がかなり発生しております。また、愛宕交差点、国道45号の上りに関しましては、それほど渋滞はしていなかったように思いますが、やはり右折レーンの延伸なども必要と考えます。迂回路の整備とは違う話になりますが、県道小牛田松島線と高城桜渡戸線の交差点内の事故も多く、例えばロータリー交差点にするなど安全面に対する対処も必要ではないかと考えますが、そのほかにも赤沼松島線や利府街道などもあるわけですが、まず迂回路の整備に関する考えをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） そういう迂回路の整備についても、今回のことがどうだったのかというものをちゃんと検証してやらないと、ここで私がぽんとかう言っちゃうと、そっちへ行っちゃうのかと言われるので、なかなかちょっとそこまでは言えない。ただ、国道45号を止めた場合にどういう迂回路がどうしたらいいのかと。今二、三渋滞した箇所を言われましたけれども、その前の解消方法は今後ないのかとか、そういったものを今後検証していきたい。そして、今ある初原バイパスだったり利府街道をどのように整備しなくちゃならないのかというのが見えてくるのではないのかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 迂回路に関しましては、なかなか難しい話で、それこそ検証が、これに関しては必要になってくるので、ここに関してはあまり深くは言わないんですが、やはり観光地になぜ渋滞が発生するかというと、やはり駐車場を見つけるのが大変だなというので、

探すのに渋滞するというのも一因ではあると思っております。そこで、県営駐車場に関してお話しさせていただきますが、令和2年6月議会の私の一般質問の中で、三陸道の無料化と県営駐車場の無料化について取り上げた際に、町長の答弁では県としてもあそこはある程度の一定収入源というふうに捉えているんだと思うが、駐車場を経営されている方もおり、いろいろな方々のご意見を参考にして取り組む必要があると思うということでありました。その中で、浪打浜のほうまで入れた県営駐車場の中で、どこか1か所ぐらいそういうものだけが土日だけとか対応できるものなのかどうか、話をしてみたいという答弁もあり、その後どうなったか伺うのですが、まず、今回の社会実験に当たり、駐車場を経営されている方の協力があって初めて行うことができたと思うので、そちらに関しては感謝の言葉しかありませんが、その中で無料化というのは大変心苦しい話ではあるんですが、無料化にすることによって滞在時間が多くなり、それが観光消費額の増額にもつながるのではないかというお話をさせていただきたいと思います。これに関しましては、宮城県議会のほうでは、県としては周遊時間の減少が観光客の満足度の低下につながっているのではないかという話がでておりました。そういう意味でも、第5駐車場だけでも県営駐車場の無料化をお願いしてもよいのではないかと考えますが、改めて伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私が第5の県の駐車場を無料化にしますというわけにはいきませんので、これは議員さんから出た意見ということで聞いておきます。また、そういう機会があれば、県会議員の方々が一般質問か何かでやられたというのは聞いていますけれども。ただ、今回の社会実験で、実は駐車場の、県のほうに関連するものについては全てでございましたし、それから民間の駐車場に関しましても全てではなかったんですが、ある一定数の数の箇所を、実は全部時間帯で調べていまして、それからスマホで今満空がどうなっているのかというのもかざすと分かるような実験もやっていました。その実験がアプリで使えるようになって、今どここの駐車場が空いているよとか、それからうちのほうで三十刈と、それから松島海岸駅前でピストンをやりましたけれども、そのときにも相当数の人が乗っていて、そのピストンのバスの動きも画面で画像で出てくるという、そういう実験もやっていたので、今後そういったものをもっと前に出していけば、民間の方々の駐車場についても今どこここが空いているよというのであればそちらに誘導するようなシステムを構築できるのではないかと。多分、そういう、今回の実験の結果としてそういったものも今後県から聞き出すことができるのではないかとこのように思っております。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 多分、今のミヤギナビマップというアプリだと思うんですが、見れば見るほど現状と合っていなかったというのが、実際肌で感じて、これ今渋滞していないけれども渋滞になっているよねとか、満車になっていないよねというのが、実際そのときと、やっぱりなかなかまだまだこれに関しては改善が必要だなという思いがありましたが、ただ、やらないことには始まらないので、今回こういった動きも必要だなと思うので、ぜひ改善に向けて、これに関しましてはぜひ町長のほうからもお願いしたいなという思いがあります。

あと、駐車場、ピストンの話もありましたが、石田沢の防災、ちょっと話ずれちゃうんですが、最近新聞で出たんですが、RVパークの設置が進んでいて車中泊が増えたと、増えているという話もある中で、そういったのも今後将来的に石田沢でそういった取組も行っても面白いかなという思いがしましたので、ちょっとそれだけお話しさせていただきたいと思えます。

次、三陸道の話をしていただきますが、現状、今は宮城県道路公社が管理している仙台松島道路は利府中インターと鳴瀬奥松島インター間となっており、この鳴瀬奥松島インターから北の部分は無料区間になっているため、大型車はそこから利用するということが多くなっている現状で、やはりこの無料区間を利府中インターからにすれば大型車の通行が減ると思いますが、この区間の料金収入は、令和3年度で56.8億円もあり、維持費や償還を考えると全てを無料化するのはなかなか難しいなとは思っております。現在、松島海岸インターチェンジは、仙台から下りる車と石巻方面に向かう車がY字の交差点で信号機設置はされているんですが、そこに利用者の利便性向上のため橋を架ける計画ができ、昨年末予備設計業務委託が落札され、松島海岸インターの改良、そして当町のイノベーションヒルズ構想での接続となる松島大郷インターチェンジも合わせた早期改修につながっていくのではないかと考えております。ただ、何度もお話しするんですけれども、なかなか通行量、料金収入がこれだけあると無料化というのはなかなか難しいとは思いますが、令和2年に質問した際は、利府町とともに要望していくのも必要だという考えを町長はおっしゃられておりました。その利府町では、松島海岸インターチェンジ付近に中古車オークション会場の整備が計画されているという報道もあり、やはり三陸道無料化については利府町でも共通認識ではあるとも考えます。もちろん要望活動は行っているとは思いますが、改めて三陸道の無料化についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 三陸道の無料化については、松島としても鳴瀬インターから仙台港インターのほうに1つでも2つでも延ばしてくださいということは、お願いはしています。社会実験にかかわらず、これはお願いしています。例えば、今年の4月に県庁とかいろいろなところを挨拶回りしたときも、実は、今道路公社のトップは、前の公営企業管理者、櫻井さんなので、櫻井さんのところに行ったら、三陸道を、やっぱり登米インターまではオール2車線にしないと危ないと、だからこれをまずやらないと駄目なので、それが終わらないうちはなかなか難しいだろうというのが、早い話結論なのかなというふうに聞いております。ですから、今そこまでどれくらいの予算がかかって、どのくらいの時間がかかるか、はっきりまだ把握していませんけれども、そこまでやらないと県としてはなかなか難しいという話でした。利府町と一緒に松島インターの改修については、ほぼ図面が出来上がって、そのインターの周りに利府がいろいろな構想を立てていることも都市計画のほうで上がってきていますので、それは着々と進んでいくんだろうと。ただ、そのときに、熊谷町長と松島側との動線のつながりをしっかりやっていかないとうまくいかない。だから、社会実験で、今回浜田インターから赤沼までの間の道路はどんどん使っていていいよというふうにお話しされて、あの町道を実は使わせてもらったんですけれども、利府とすれば、あれを県道に格上げしてそういうインターに結びつけてやっていきたいとかいろいろな構想を持っていますので、この件に関しては、お互いよく話し合いをして共通話題として持っていきたい、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） ぜひそこは利府町さんのほうと、ぜひ一緒になって要望活動を行っていただきたいと思います。村井知事の会見で、社会実験を何年かやっていくとだんだん慣れてくるので交通量も増えてくるので、今回詰まった部分がどうなのか、それが県道であれば道路改修をどうすればいいのかというようなことをよく考えていきたいというふうにおっしゃられておりました。そして、国道を付け替えるというのは非常に難しいが、それくらいの夢を持って、毎週でなくても、少なくとも月に何回かああいうことをやって盛り上がっていくようにしていけばいいかなと思っているということでありました。そういった夢があるというのはすばらしいもので、ただ、やはりスムーズな道路整備というのかな、そこがなかなか難しいとは思いますが、初原バイパスの整備促進を含めて、町として要望活動はしっかりと、今後とも行っていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

今回の実験の開催に当たり、松島湾を取り囲む3市3町の連携があり、改めて松島湾ダーランド構想の重要性も認識できました。これに関しましては、先ほど米川議員もおっしゃられておりました。各自治体へ出店などがあり、様々な協力がありました。やはり、私はこの松島が、宿泊施設がある松島が拠点となり、近隣の観光地を訪れる滞在型観光の可能性を、今回改めて可能性を感じる事ができました。

そこで、最後に、観光地松島としての将来的な展望を伺うわけですが、私は今回の社会実験で、やはり静寂のある松島が注目されましたが、排気ガスがない観光地に目を向け、観光MaaSを検討してはどうかと思います。MaaSとは、Mobility as a Serviceの略で、ICTを活用して複数の公共交通、鉄道、バス、タクシーやそのほかの移動サービス、シェアサイクルやレンタカーなどを統合して検索、予約、決済などをワンストップで行う仕組みです。今回取り上げた日光市では、2021年10月、栃木県の日光地域で国内初の環境配慮型観光MaaS、NIKKO MaaSのサービスを始めました。この取組は、鉄道、バスをセットにしたお得なデジタル切符のほか、カーシェアリングやシェアサイクル、EVバス等の環境に優しいモビリティと、歴史、文化施設等の拝観入場チケット、世界遺産、奥日光、テーマパーク、温泉等を周遊できる観光コンテンツをワンストップで利用でき、スマホから簡単に予約決済できるサービスを行うことで消費機会を増やし、地域全体を潤す効果が期待されております。

この取組は、環境省の地域の脱炭素交通モデル構築支援事業として採択され、始まったもので、日光市を脱炭素先端モデル地域と位置づけながら、環境に優しい観光地としてのブランド化、渋滞緩和、二酸化炭素排出量の削減、温暖化対策、また交通利便性の向上、防災力の向上に至るまで連鎖的に実現していくという取組ではありますが、栃木県だけではなく東武鉄道、JT B、オリックス自動車、トヨタレンタリースなど様々な企業が参画しているので、松島で行うにはハードルが高いかもしれません。県内では、観光スポット情報の紹介や交通手段の予約、様々な利用シーンに合わせて選べるデジタルチケットを販売する東北MaaS、仙台宮城トライアルの実証実験は行われていましたが、観光MaaSを取り入れることで、今回の実験の目的の1つである渋滞の解消、そして温室効果ガスの排出量削減のためにマイカー利用を減らし、公共交通の利用を促すことができると考えます。また、これを3市3町で行うことで松島湾ダーランド構想の実現につながると思いますが、なかなかハードルが高いので、この取組は難しいと思いますが、当町が考える観光地松島の将来的な展望をどのように描いているのかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） M a a Sにつきましては、電車やバスなどの運行状況をリアルタイムで取得し、渋滞情報などの交通データを反映した経路や移動に要する費用についてスマートフォンでの決済を可能とすることにより、利用する交通機関ごとに窓口や販売機などで購入する手間の解消など、移動の効率化が図られるものと考えております。

公共交通機関の利用、利便性が高まることにより、自家用車を使用するメリットが少なくなり、移動が車から公共交通にシフトすれば渋滞の緩和、あるいは排気ガスの排出削減も期待できるものと考えております。また、観光施設や飲食店等とも連携させ、チケット予約、決済もスマートフォン1つでできるよう、にぎわいづくりにもつながるものと考えております。今議員からお話しあったんですけれども、確かにM a a Sの導入については、町単独で運営するということはなかなか難しいものでありまして、ちょっと話ずれましたけれども、鉄道会社とか旅行会社など、身近なところではJ Rというのがあるので、そういったところが観光型M a a Sサービスを展開する際には町内でのサービス提供に協力し、連携したいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） なかなかM a a Sに関しては、すごくハードルが高いので、あくまでも私は3市3町でやるべきだと思う、やるのであれば一緒になって研究して、その可能性を探っていただきたいなという思いがあるんですが、今回の社会実験を通して、将来的な展望というのは、担当課じゃなくて、そこは、最後は町長にお答えしていただきたいので、将来的な展望を、観光地松島としての将来的な展望を最後にお聞きしたいと思います。町長のお口から。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 総括して言えば、お客さんが来て何ぼの世界になるので、観光客をどう増やすかだと思うんですね。今11月分の報告も受けましたけれども、令和元年に比べて比較等で80までまだ行っていませんよね。ということは、震災前の60から65ぐらいなんだろうと。だから、やっぱり松島に行ったらお客さんがいっぱいいるねというふうになるには、どのようにしていったらいいのかということをおもひで知恵を出していかないと、行政だけが一人突っ走ってもなかなかこれはついてこないと思いますので、今回の社会実験等で培った人たちもおりますので、様々な意見を聴いてやっていって、この間、ちょっと余談になりますけれ

ども、七ヶ浜の町長と東京に行ったときに3時間昼間空いたんですよ。その3時間をどのように使うかといって2人でやったときに、一番危険なところに行こうかと、ある意味で言えば、それはなぜかと言ったら、タクシーに聞いたら、外国人が今物すごく今増えているのは浅草だと言うんですよ。浅草寺だと。そこには修学旅行と外国人がいっぱい来ているという話を聞いたんで、じゃあ、そこのいっぱい来ているところを見学に行くかといって行ってみたら、まあまあ、いますいます。やっぱりああいう形が、やっぱり松島とすれば、いろいろなこと言ってもお客さんがすごいねというふうにして来ていただくことが必要なんだろうというふうに思いますので、様々なアイデアを出していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） そういった将来的な展望を、そういった浅草みたいな観光地になれば私もうれしいなと思います。今回、通告書に記載しましたSDGs未来都市について取り上げなかったんですが、ちょっと趣旨が外れるなと思って取り上げなかったんですが、やはり排気ガスのない、環境に優しい持続可能な観光地ということを目指して、せひ当町でもゼロカーボンシティを宣言していただきたいなという思いがありますが、今回、また改めてこれについてはお聞きしたいと思います。

今回、松島交通社会実験について取り上げましたが、静寂ある松島を体感した観光客は、素晴らしい観光地であると再認識できた素晴らしい取組であった一方、まず今回やってみようということであったと、村井知事の会見でもありましたが、社会実験の趣旨には理解しつつ、その思いが事業者含め皆さんに届いていなかった、事業者中心にして届いていなかったのが残念ではありました。ただ、次年度以降も実験を行う考えを示していただきましたので、今回の検証をしっかり行っていただき、幅広く声を拾い上げて、それをしっかりと説明をしていただければという思いがあります。宿泊施設がある松島が拠点となり、隣町の観光地を訪れる滞在型観光の可能性を、私は今回一番再認識できたのがよかったなという思いがあります。村井知事の会見の締めは、次第に地元で活動している方々に主導権を渡していきたいという言葉あり、私は今回一般質問に取り上げました。そのためにも、地元の様々な意見を吸い上げつつ、官民一体となり、観光だけではなく魅力ある松島の将来をみんなで考える機会になることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員の一般質問が終わりました。

予定されている一般質問は菅野隆二議員でございます。

ここで10分間だけ休憩に入りたいと思います。16時から再開いたします。

午後3時52分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

1 菅野隆二議員、登壇の上、質問願います。

〔1 菅野隆二君 登壇〕

○1 菅野隆二君 1 菅野隆二でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど杉原議員が20分で終わらせると言って、宣言どおりかと思いきや、倍の40分で終わらせていただいたんですが、多分先輩議員から、時間なんてちっちゃいこと気にしないでがんがん質問しろよという応援メッセージだと思いますので、そういった受け取って、質問させていただきたいと思います。

今回私から2つ質問させていただきます。

1つ目は、一月前の11月3日に発生した北朝鮮の弾道ミサイル発射にちなんだ質問と、もう1つが、明日の12月3日から全国で始まる障害者週間にちなんだ質問をさせていただきます。11月3日と12月3日、くしくも3日ということで、3に絡んでいるんですが、米川議員がおっしゃった、今日本中でワールドカップでサッカーが盛り上がっているところではあるんですが、私は小学校、中学校とずっと野球をやっていたもので、3と聞くとミスタージャイアンツ、長嶋茂雄さんが頭に浮かぶんですが、長嶋さんの昔のインタビュー映像で、内野ゴロでも魂を込めて打つとイレギュラーしてヒットになることがあるんだというのを言っていました。ですので、今日、私がした質問によって、松島の方向性、少しでもいい方向に向かっていただければというところで気合を入れながら、魂を込めて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目なんですが、松島町内でも先月、11月3日の朝に北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴い、全国瞬時警報システム、俗にいうJアラートで避難が呼びかけられました。北朝鮮は、今年だけでも50発を超える弾道ミサイルを発射しています。これは、間違いなく異常な頻度でありまして、午前中に北朝鮮の弾道ミサイルに対しての非難決議というものも可決されましたが、町としては、もちろん緊張感をもって必要な対応に万全を期しているところだと思います。

私も、個人的には常日頃から防災の意識、ある程度しているのかなと、しているつもりではあったんですが、今回Jアラートが鳴ってミサイルが着弾する可能性がありますよという放送だったりとか、テレビから聞いたときに、正直どういった行動が正しいのかなというのが、瞬時に判断するのはこれは難しいなと感じました。まず、テレビだったりからは、近くの頑丈な建物の中、または地下に避難してくださいということだったんですが、町内には、やっぱりそういった建物が少ない状態です。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、守ってくださいというところだったんですが、やはりちょっと伏せて頭部を隠すだけで大丈夫なのかなと、ちょっと不安なところももちろんあって、やはり町民の安全を守ると同時に多くの観光客を受け入れる観光地として、松島町内で、例えばJアラートを受けた場合にどう行動するのかというのを具体的にしたりとか、そういったさらなる対策を講じる必要があるんじゃないかと思って、今回質問させていただきました。

国民保護法に基づく宮城県内の指定地下施設は、仙台市以外で2か所しかないという報道もあったんですけども、もちろん、だからといって町内に今すぐ避難のための地下施設を造るとするのは、もし造ることができればもちろんベストなんですけど、予算的にも時間的にも厳しいのは承知しています。その中でベターなというんでしょうか、具体的な避難行動の周知だったりとか、同時に、万が一を想定した上での今後の方策や検討を急ぐべきではないのかなと思ったんですが、そういった中で、まず1つ目の質問です。

Jアラートが発せられた場合、町の対応は、具体的にどういった対応を行っているのかというのを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、この菅野議員の一般質問に答弁する前に、まず議員提案で北朝鮮の弾道ミサイルについて決議されたということですから、これは、委員会だろうが委員会に入っていないだろうが、各議員がこれに全部賛同したということなので、内容はよくご理解いただきたいと思います。武力行為自体等に対応する国民保護法の制度、避難指示がどんどん国や県が主導で進められておりますけれども、町としては町民や観光客の安全確保を図られるように、消防や警察など関係機関との連携を今以上に緊張感を持って進めてまいりたいと、このように思っております。

なお、詳細等については、管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） Jアラートによりミサイル発射に関する情報が発信された場合、

町の対応につきましては、松島町の国民保護計画に基づきまして、初動体制を確保するなどの対応を図っているというところになります。11月3日に弾道ミサイルの発射情報がJアラートにより発信された際にも、総務課環境防災班の職員が参集しまして、情報の収集に当たりました。また、武力攻撃事態等に備えまして、全職員に対しまして連絡体制の確保を図るとともに、消防庁国民保護室や宮城県、これらと情報伝達体制の確保を行ったということになります。さらには、松島消防署と塩釜警察署、こちらのほうと連絡体制の確保というところでも図っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。例えば、今回の弾道ミサイル発射を受けていたりとか、今年に入ってかなりの数発射されているというのを受けて、何か以前からちょっと変更した部分とかというの、もしあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 変更した点というところではございませんが、対応として、職員はいつもより緊張感をもって参集体制のすぐできるような体制を、皆意識を持って行っているところが今までとは違っているようなところかなというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

続いてちょっと行きたいと思うんですが、先ほどもお話ししたんですが、国民保護法に基づく指定地下施設が県内足りないというところだったんですが、町内にある地下施設だったり、頑丈な建物とかという把握状況だったりとか、実際にこういったところが避難施設になり得るというところが、もしあるのであれば教えていただいでよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 町内における地下施設や頑丈な建物等の把握につきましては、松島消防署とも情報を共有しているようなところでございますが、国民保護法では堅牢な建物とされる建物はコンクリート造りということになっておりまして、コンクリート造りの建物については、町内に約100施設ございます。地下施設を有する施設ということになりますと、町内には25施設が存在するというようになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。それ、地下施設25施設でどれくらいの方が避難できるのかというのも、ちょっと私も分からないんですが、さらに地下施設を増やしたりとか、避難施設だったりとか、金額がかかるとは思うんですが、まずその検討をしたりとか、予算がどれくらいかかるかというところは、実際行われているのかどうかというところも聞かせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） この国民保護法で位置づけられている避難施設というものの基準については、公共施設や学校、公民館、駐車場、さらに話がありました地下街とか、公益施設ということにされておりますけれども、本町において宮城県から避難施設として指定を受けている施設というのは24施設になっております。あくまでも避難施設の指定については宮城県から行われるということになっております。ただ、地下施設の現状等につきましては、まだまだ調査至っていないところもありますので、これがどれくらいを受入れをできるかというのは、今後調査しなければならないことになっております。また、現状の24施設ございますが、こちらでいわゆる避難者として受け入れられる施設、こちらの人数につきましては、約5,900人ということになります。ただ、このカウントにつきましては、通常の災害時の避難のカウントの仕方で、武力攻撃事態は一時的な避難となることから、短時間での避難が想定されていまして、これの約半分の広さで済むということで、国のほうで避難施設の水準を図っていますので、単純には、約1万1,000ぐらいの受入人数ということにもつながるのかなというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。災害時に大切な自助、共助、公助というんですかね、自分で身を守る自助、共に助け合う共助というところと、あと行政だったりとか公の助けるということで公助という言葉があるんですが、それらを連携させることによって被害を抑えられるというところはあるんですが、その最も基本の自分で自分を守るというところが、先ほども言ったとおり、地面に伏せて頭を抱えるだけでいいんだろうとか、それが物すごく不安だったりというところもあったんですが、その中で、万が一今、例えば役場の駐車場にミサイルが落ちたとなったときは、今ご説明受けたのは、Jアラートが鳴ってミサイルが来るかもしれない、着弾するかもしれないという中での動きは分かったんですが、もし着弾、この町内にした場合というのは、どういった動きになるのか、もし想定されているのであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 実際に着弾した場合につきましては、避難誘導、それに当たりましては消防、警察と職員が誘導を役割として担う、町のほうは役割として担うことになりま
すけれども、避難指示とかそういったものにつきましては、国、県という形で、災害時だと
町がそういったものを出すことになるんですけれども、国、県から順番にその辺の指示が来
るようなシステムになっているというところになります。ただ、その具体的な中身につき
ましては、これは、実は避難実施要領ということでつくらなければならないということで計
画のほうでは位置づけしているんですが、実際まだ宮城県内の市町村では、約30%くらい
の市町村しか、まだそれは策定に至っていないという現状もありまして、今年の9月に職員
のほうをそちらの避難実施要領パターンの作成の研修に派遣しておりまして、現在具体的
なその辺のパターンの作成を進めているというところになっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 可能性は低いとはいえ、上がってきているところは、正直あると思
いますので、作成を進めていただければと思います。

今回のように、Jアラートが鳴ったときに10分ぐらいで、ケース・バイ・ケースではあると
聞いたんですが、10分もしないで着弾する可能性があるというところがあったので、そうす
ると、先ほども言ったとおり、どうしたらいいかわからないというところがあって、これ、
例えばお子さんも含めてなんですが、津波だったりとか地震とかという、地震はまた別だと
は思うんですが、津波だと、今度高いところ、高いところへ逃げましょうという避難訓練し
ていると思うんですが、今度Jアラート、ミサイル着弾となると低いほう、低いほうとなる
わけですね。例えば、そうやって低いほう、低いほうに逃げたんですが、もし着弾した場
合は今度遠くに、風上のほうに逃げてくださいという工程が何個かあるので、これはちょっと
即座に対応できるかとなると難しいのかなと思ったんですが、そういったところも含めて、
特に子供たちなんかの場合だと、パターンを決めて避難訓練というところもする必要がある
のかなとは思ったんですが、その辺で先月29日ぐらいですか、河北新報さんに載っていた、
寒河江のほうでミサイル着弾を想定した避難訓練が行われたというところがあったんですが、
町として弾道ミサイルを想定した住民の避難訓練の実施予定というのは、今、もしあれば教
えていただきたかったんですが、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 弾道ミサイルを想定した避難行動につきましては、近年の北朝鮮

におけるミサイルの発射の状況とか、さらにはロシアのウクライナ侵攻ということもありまして、それらも含めた世界情勢から重要であるとは認識しておりますが、現在の段階で町としての訓練は、まだ予定はしておりません。

まず、先ほど議員おっしゃられたように、屋外にいる場合や屋内にいる場合の基本的な避難行動について周知徹底を図りまして、国に対しましても正確な情報の発信を宮城県のほうを通して働きかけながら、地域の実情、状況等を踏まえまして、訓練の在り方、方法等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ、松島は高齢者の比率も高かったりとか、交通弱者と言われる方の避難方法とかというのでも検討しなければいけないとは思いますが、ぜひ、町民の命を守るために、今後も引き続き適切な避難行動につながるような啓発だったりとかに注力していただければと思ひまして、まず1つ目の質問は終わらせていただきます。

では、2つ目の質問をさせていただきます。

先ほどもお伝えしました、お話ししたんですが、明日の12月3日から1週間は障害者基本法に基づいた障害者週間というのが始まります。障害のある方に対する理解と関心を深めるとともに、目的に設けられたというところなんです、松島町の長期総合計画の中でも障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指すと掲げているわけなんです、町としてもいろいろな施策に取り組んでいるとは思いますが、障害のある方が安心して暮らせる条件として、要因がある中で、特に重要なのが経済的な安定ではないかと考えております。その中で、第3期松島町障がい者計画のアンケート調査の結果で、仕事上で収入が少ないと不安を感じているという方が38.8%、仕事や収入に偏見や差別を感じているという方が28.8%という結果でした。現在宮城県としても障害者雇用の促進だったりとか処遇改善というところを喫緊の課題としていることから分かるように、現在多くの障害者の方が働く場を求めている状況ではあります。松島町としても人口は減少傾向であるにもかかわらず、障害者手帳の所持数は増加傾向であります。ですので、早急に経済的な自立に向けて雇用や就労に対してのさらなる支援が必要なんじゃないかと感じております。

支援を充実させて、障害を持っていても松島であればしっかり働ける環境があるとなれば、同時に町内の障害を持ったお子さんをお持ちの親御さんたちも、将来への不安というところももちろん払拭されてくると。将来の不安がないということは、地域に長く住み続けてもらえるということにもつながります。町としてそういったような環境を整えるというところ

で、様々なメリットが生まれてきます。働く場を求めている方が安定した仕事について経済的にも安定すると。そうすることで、単純に納税額ももちろん上がってきますし、先日総務経済常任委員会と商工会役員の方との懇談会がありましたが、その中で深刻な労働力不足という話も上がりました。障害のある方でも合理的配慮で環境さえ整えることができれば労働力不足の解消にもつながるというところになります。そういった環境をつくることで、今度は町外から松島に通って仕事をしたいと考える方もいらっしゃると思います。松島で長く仕事を続けられるなど実感したときには、松島に通うの大変だから住もうかなと考える確率も上がってくると思います。そうすることによって、人口減少の歯止めにも役立つかもしれないと。

ここでお伝えしておきたいのは、あまり分かっていない人が障害者を雇用するというのは、イメージだけでいうと、障害者雇用すると、もしかしたらもう一人世話役つけなきゃいけないから、そんな余裕はないよとかっておっしゃる方も多いのが事実です。でも、それは全然違って、ちょっとした配慮をすると、障害を持っている方でも活躍できる環境をつくることができ、大きな戦力として活躍すると。県内のほうにも障害者、正しい数字は間違っていたら申し訳ないんですが、全社員に対して80%以上超えるような障害者雇用率のクリーニング屋さんですかね、そういった企業さんもあってしっかりと回しているというところもあります。なので、積極的に環境を整えた企業には厚生労働省からも障害者雇用優良中小企業主というんですかね、もにす認定というものを受けることもできます。そうすることで、地域における障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、事業者のイメージアップにつながると。地域全体でも、障害者雇用への取組が一層推進されて、地域全体での労働力不足の解消、人口減の抑制と、先ほど言ったようなメリットにもつながります。だからこそ、町として、もうちょっとその辺を推進していくべきじゃないかなというところなんです。受け入れる際には、助成金だったりトライアル雇用という、事業主の方にあまり負担にならないような形でスタートできるようなものがありますので、そういった支援というところに関しても、町でもっと周知や広報というものを、そういったところは町の役目ですので、こういったものがありますよというところをもうちょっと力入れるべきじゃないかなというところを考えております。

先ほど、一番最初に言った長期総合計画の障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに松島がなれば、先ほども言ったように、もちろん、障害を持っている方のほかにも、住民、町、事業者など様々な、三方よしどころか四方よしという、それ以上のところのメリ

ットが大きいのが明白です。だからこそ、今回、このテーマのところに書いています、障害者の経済的な自立を目指した雇用・就労支援の促進に本気で取り組んではいかがでしょうかというところで質問、提案をさせていただきます。

それでは、1つ目なのですが、今年10月に仙台市が障害者雇用率の算定ミスがあったとニュースになっていましたけれども、松島町の公的機関として2.6%の法定雇用率に対しての現在の達成状況と今後の方針をお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 2問目の質問で、まず公的機関としての法定雇用率の状況等々については、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 松島町の公的機関としての状況についてお答えしたいと思います。まず、現在役場としての法定雇用率は2.6%が求められているわけですが、令和4年6月1日現在、雇用者数は4人で、実雇用率は2.6ポイントとなっております。法定雇用率に達していない状況となっておりますので、これは平成23年度からは毎年職員採用試験で障害者枠を設けて募集をおこなっておりますが、採用辞退などによって法定雇用率には達していないという状況にあるところです。これまでも公共職業安定所の障害者雇用担当部署と相談をし、紹介していただきながら会計年度任用職員として採用している実績もありますので、今後につきましても、引き続き関係機関のアドバイスをいただきながら、まずは法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） これに関しては、2.6%達成できればいいのか、それとももうちょっと上の3%、4%ぐらいを目指したいのかというところを、もし町の考えとしてあるのであれば教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 最低基準として2.6ポイントという目標値になっているかと思うので、できるだけ上、ただ現在達成できていない状況もありますので、まずは2.6ポイントを達成した上で、できるだけ3ポイントに近い数字になるようには今後頑張っていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 3ポイント目指すというところで、なかなか2.6を目指さず、先ほど

採用辞退もあつたりとかというのをお聞きしたんですが、応募総数がどれくらいだつたりとか、達成できない要因とかというのは、しっかり把握できているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、平成20年度以降については、ちょっと確認を取ってみましたけれども、まず、平成22年度までは、募集自体あまりされていなかったという状況がありました。平成23年度には応募がありました。あと、平成25年度、平成27年度にも、応募はあつたんですが、最終的に合格はされたんですが辞退をしたとか、あとは、やっぱり退職してしまつたという状況で今日に至っていると。ただ、平成28年度以降については、応募自体がなかつたりというのがずっと続いていまして今日に至っているという状況です。

その原因は何なのかということなんですが、辞退された方についてはちょっと分かりませんが、中には、なかなか高次機能障害であつた方も、たしかいたかと記憶していますが、ちょっと仕事を覚えられなかつたりとかいろいろあつて辞められたということは聞いておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 今4名いらっしゃるところだつたんですが、その4名の方がどれくらいの期間働いていらっしゃるのかとか、もし、何か今働いていてどういう状況なのかとか、簡単にでいいので教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、上級職員として1名、今年度で6年目になります。また、会計年度が3名の方おりまして、2名の方は今年度3年目、残り1名の方が8年目という状況でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。その中で達成目指すというところで3%、隣の利府とかだと3.3ぐらいだとは思いますが、ここで聞きたいのは、もう少し障害者の方がしっかりと働けるような環境をつくるためにも、今後も、今課長のほうから採用はしていくというところでは考えたんですが、そこは町のトップの考えとして、町長にもその辺もしあれば、障害者雇用についてお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、最初に私の概念だけ言うと、私は最初から障害者というのはあまり直視してなくて、みんな一緒だと思っていますので、あまり障害者、障害者と追及されるとちょっと困るんだけど、ただ、そういう率とかなんとかということも担当から言われますし、そういう話もずっと聞いていますので、それらについては町に面接等々でいらっしやったときに担当課のほうでちゃんと面接して雇用していただく、そういう努力だけはしていますし、これは、私も共通で認識を持っていますので、議員が言われるような、あしたから3%にしますとかというのはなかなか言えませんが、今募集期間もまだありますけれども、そういった中でいろいろ考えていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そうですね、別に採用したくないとは思っているんだろうなとは一切思っていないで、障害ある方もない方も一緒にしないというところでは、もちろんそういった考えも分かるんですが、障害者雇用をされる方というのは、障害者手帳を持って、自分で障害者雇用でオープンにして採用してくださいというところから考えている方なので、そういった部分では、逆に配慮を受けたいからやっているというところで、それは関係ないとやると、逆にこれが採用が進まないというところもあるので、その辺は気をつけていただければと思います。

続いての質問なんですけど、公的機関同様、民間企業にもそういった障害者雇用義務というのが発生するんですが、松島町内の民間企業における障害者雇用義務が発生している事業者数だったりとか、障害者雇用の数、あと雇用率に対して達成率とか、現在の状況もし分かればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町の中で、障害のある方々が働いている場所、それは施設が、まずちょっと置いておきまして、やはり昔我々が議員のときに、やっぱり授産施設が必要じゃないのかと、そういった方々を受け入れる、ということで視察もしたこともございまして、いろいろそこから話が進展して、できているのが今の松の実だったというふうに記憶しています。ですから、そういったところで、今松の実のほうでは年々拡張しながら働く方々を増やしているという状況もありますので、町とすれば今1か所だけ例を言いましたけれども、そのほかにもまだ施設があるというふうに聞いております。ですから、町内での実人数はつかんでおりませんが、塩釜地区管内の雇用者等については担当課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今町長申し上げましたとおり、松島町として民間企業にどれぐらい雇用されているかということは、把握、ちょっとし切れていない状況でございますけれども、令和3年度におきます塩釜地区管内の、これは公共職業安定所で教えていただいたんですが、雇用障害者数は254人となっております。実雇用率は2.11%です。民間雇用の法定雇用率は2.3%、目標率がそこになっておりますので、それと比べますと0.19%下回っているというような状況で把握しているところではございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。それが達成できていないというところで、例えば町から指導だったりアドバイスとかというものは実際しているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 行政側から松島町内の企業に対して、また塩釜管内の企業に対してこういった雇用を促すということはなかなかできていないところが正直でございます。その立場があるかどうかということもはっきり明確でないんですけども、ただし、障害者福祉計画の、来年度更新時期になりますので、その中では障害者自立推進委員の方々、これは就労継続支援の方だったりとか、障害者福祉施設の方々が委員になっておりますので、その方々を通じて、やっぱり就労継続支援を受けながら、民間企業のほうに移行できるようにという働きかけを促すような取組というのを今までやってきましたが、これを機にもう一度強く促していくようにしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。事業所さんとかではなくて、障害者雇用率といったら一般企業というか、社員が43.5人以上いる場合はというのがあるので、それは松島町内に何社あるのかということもちょっと、塩釜管内でということではあるんですが、そういったところというものに関しては、移行率どうこうというよりも、まず障害者の雇用しなければいけませんよというか、障害者の方を雇用して戦力になるためにはこうやるというアドバイスだったりとか、そういったもの、周知方法だったり、そういったものは、やっぱり町の役目ではないかということではあるんですが、例えば、そういった該当するような一般企業というか民間企業のほうに、障害者雇用というのが法律的に達成しな

いとまずいですよというものを、気づいていないような企業さんはもちろんいらっしゃると思うんですが、そういったものを告知したり周知したりというのは、今から力を入れるとか、そういったお考えはないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） まず、基礎自治体のほうで、実際に特定の企業に対してそういったことを促すという取組は実際してきていなかったということもございますので、こういった取組は他自治体でやっているのか、公共職業安定所ございますので、そちらのほうにもちょっと教えていただきながら、できるかどうか確認しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。普及だったり啓発というところで、今お話をさせてもらってはいたんですが、一番最初お話しした、この普及啓発というところにもつながってくると思うんですが、障害者週間についても、ちょっとお聞きしたいんですが、障害者基本法の条文の中に、地方公共団体などが障害者への理解を深めるような事業を実施するよう努めなければならないというところで明記されていると思うんですけれども、これに関して、仙台だったり多賀城だったり、いろいろな様々なイベントを実施したりというところではあるんですが、松島のほうではどういったことをやるのかというのを、もし決まっていれば教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 障害者、この期間問わず、そういった、障害者の方を知っていただくというようなイベントなどをちょっと考えてはおります。実際に、障害のある方が体験するわけではなくて、障害を持っていない、実際に子供たちが、障害者スポーツを通して、障害者ってこんなにできるんだよいうところを分かっている機会を来年、教育委員会と協議しながらやってみようということで進めておりますので、そういった機会を数多くつくっていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。実際に、安土課長に教えていただいて、私も車椅子選手のところの体験会に参加させていただいたり、そういったところをやっているというのは、もちろん重々承知ではあったんですが、法律的なところに、地方公共団体はこの

期間ちゃんと事業を実施しなければいけないという中で、松島でこうなっているのを見たのが、僕は広報のところは7行ぐらい、4段のところの7行ぐらいに載っているのだけしか見つけられなかったので、SNSだったりホームページとかある中で、そういったのを何も周知していないなというところで、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちとうたっている割には、それだとちょっと寂しいというか、ちょっと耳障りのいい言葉を取りあえず言うておきましょうと思われても、ちょっと……思われちゃうんじゃないかなというところがあったんですが、その辺に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） この週間に力を入れるべき事柄かとは思いますが、今、実際にSNS等で啓発することも大事ですが、実際、イベント等で人、ものを動かして、知っていただくという機会のほうが大事かなということも考えております。できれば、皆さんが動きやすい暖かい時期にぜひ実施していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。じゃあ、3番目の障害者雇用の普及啓発というところは、今お答えしていただいたので、そちらのほうで大丈夫なんですけど、あと、広報や告知のところ、これも障害者福祉計画のほうにも記載されているサービスについての意見として、実際アンケートの意見とかあるんですが、精神障害の方について、手帳や自立支援医療受給者証に関する相談窓口は保健福祉センターだが、障害福祉サービス利用の窓口は町民福祉課となっており、相談内容により窓口が異なることや各相談窓口の場所が離れていることが負担であると書いています。これ、私のほうも、今年の3月の議会で相談窓口、そういったご意見があるので相談窓口を一元化したほうがいいんじゃないかと提案させていただいたんですが、その後9か月経過しましたが、どういった検討をなされて、今どういった状況なのか、もし分かればお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 精神障害者の方につきましては、主に相談の窓口になっていたのが健康長寿課でございますけれども、窓口が一本化するというよりは、まずはどんぐりに相談に行けば相談に乗ってもらえるということは、町民の方に何か定着しているようで、まずは新しい新規の方もどんぐりのほうにおいでになったり、電話でのご相談をなさって

るということは変わりはありません。総合窓口になっていますよというような強いPRということは、今改めてということはまだしていないんですけども、1回でも相談に関わってくださってサービスが必要だとなった方につきましては、町民福祉課と日々連携を取りながら現在も相談支援に乗っているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。どんぐりは、まず一番最初どんぐりに相談してもらえるといるところではあったんですが、それは精神障害以外の方も、まずどんぐりに相談しているというような状況になっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 知的、身体等につきましては、これも齊藤課長の答弁にあったように、病院のほうからは町民福祉課にということが多く言われているようでして、やはりそこで、病院のほうの窓口でどこに行きなさいというのが分かれているところを、今把握しております。病院のほうに、こういった場合はこちらの課にということ促せるかというところを今申し添えというか、お願いということは実際できるかというのを、今両課で話し合っているところで、なかなか難しいところもありまして、先生も、やっぱり必ず同じ先生でない場合もあると、病院によってはと、そういった意識の統一を、行政側からなるべくできるように改善はしていきたいと思っております。まだ、しっかりはできていないところはあるんですけども、二度手間にはならないようには気をつけ、周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。今のお話から言うと、例えば、病院側のほうに、お医者さん替わるからなかなか周知させづらいというのはもちろん分かります。であれば、町の行政側で窓口1つにしてしまったほうが、その落とし込む必要もなくなってくるので、そっちのほうの方が効率いいように思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） そうしますと、組織そのものの事務分掌の見直しということも必要になりますので、ここを柔軟にできるかどうかちょっと考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ考えていただければ、質問させていただいてから9か月たっていますので、ぜひ早めに検討していただければと思います。

それでは、あと次の質問なんですが、先ほど言った一般企業への就労というところの点でちょっとお聞きしたいんですけれども、4つ目の質問です。就労移行支援及び就労継続支援からの一般就労への移行数、この第6期の障がい者福祉計画の目標値というところで、福祉施設の利用者のうち、先ほど課長のほうもおっしゃっていたんですが、就労移行支援施設事業などを通して令和5年度中に一般就労に移行する人数として2人を目標値としていると記載されているんですが、今の現在の状況だったりとか、実際に移行している人がいるのであればどういった形で移行したのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 令和3年度の実績からなんですけれども、就労移行支援及び就労継続支援ともに一般就労へ移行した方はございませんでした。ただし、令和4年度につきましては、11月末現在で就労移行支援から一般就労へ移行した方が2名と、また、一般就労への試用期間中が1名いるというような状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。じゃあ、4年度中に、試用期間中も含めて3名の方が一般企業に就労したというところですね。よろしいでしょうか。ちなみに、これというのは、町内に住んでいる方なのか、町内からどこか別な就労支援の事業所に通って就職したのかというところが、もし分かれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 全て町内の方ではないんですけれども、町内の就労移行支援施設からそういった経緯で、今一般就労へ移行しているというようなことになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 就労移行支援施設からというところだったんですが、私の認識だと、町内には1つもないと思うんですけれども。もちろん継続支援だったりはもちろんあるとは。はい。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 就労継続支援施設です。申し訳ございませんでした。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。今お話にもあったんですが、やっぱり継続支援の事業所からなかなか一般就労というの、ちょっと難しいところももちろんあると思うんですけども、やっぱり就労移行支援事業所というところが、これも障害福祉計画のほうに記載されていると思うんですが、移行における重要な役割を担っているというところで書いていると思うんですけども、先ほども言ったんですが、町内に事業所が1つもない状況なので、この辺を今の既存の事業者さんにサービスを広げてもらったりとか、新たなそういった事業所を新規参入を促したりとか、そういったものを行っているのかどうか。あとは、なぜないのかどうかというのが、もし分かれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 参入してみたい企業の相談等、私がちょっと町民福祉課に来てからはまだ受けたことはございませんでした。直接です。どうして入られないのかということのニーズについても、私も分かりかねていますので、計画策定の際、障害者自立支援委員の方々にもそういったご意見を受けて把握をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。先ほど言った、障がい福祉計画のアンケートの中の意見としても、これもご覧になっていると思うんですが、近隣に就労の訓練を受けられる場所がない、仙台市まで行って訓練を受けることになっちゃうので、実費で交通費がかかるので負担が大きいというご意見が多分載っていたと思うんですが、こういったものに関して町から交通費の支援だったりとか、そういったものをすることによって、町内にないところのカバーというところはできると思うんですが、その辺の何か支援しているもの、補助しているのか、もしあれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 就労支援に係る、移動に係る、そういった旅費等の支援というのは、現在扶助費等で支援はしていない状況でございます。実際するとすれば、どれくらいかかるかという試算もしたことがございまして、そういったどれくらいかかるか、そういった経費の試算もしてみたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そうですね、多分JRでの往復の切符代とか、そういったところの補助に、ほかで、岩沼とかやっているところはそれくらいになると思いますので、ぜひそういったものも検討していただければ、そういった、通いたいなという方が通いやすくなるのではないかなというところで思っております。

今、就労移行支援施設がゼロだという話はしたんですが、これも、もし分かれば教えていただきたいんですが、放課後デイサービスが今サービスとして町内ゼロとなっているんですが、先ほどの米川議員の質問なんかでも通ずるところがあると思うんですけれども、放課後デイサービスがゼロとなっているというところに関しても、何か理由だったりとか、原因とか、もし分かっていたら教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 実際、こちらは、放課後デイサービスのほうは、企業側のほうから松島のほうにということで考えたいみたいな話は一度受けたことがありました。ただ、場所等、また支援等も特に施設に対して町としてはないということもございますので、原因というのは明らかではございませんけれども、利府だったり、そういった近隣に行くことで、あと障害者児の数からいってニーズがちょっと施設を設けるまでないのかなというふうに推測しているところではあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。これも、どちらのアンケート結果か忘れたんですが、何か近隣にないから送っていくのがかなりの負担になっているというご意見もあったので、町として出している文書に対して、どうやって改善していくような検討をしていかないと、ただ投げっぱなしと思われちゃったりするので、その辺はぜひ何かいい方法がないかというところは検討していただければとは思いますが。

続いての質問に……。

○議長（色川晴夫君） ちょっとお待ちください。菅野隆二議員ですね。

今、5番と6番を残して、まだ質問ありますもんね、5番。（「なるべく早めには終わらせたいんですけれども」の声あり）ということで、このまま5時、延長というようなことになるかもしれませんが、あらかじめ皆さんに、5時以降に延長するというようなことになると思います。よろしくお願ひします。はい、どうぞ。菅野議員。

○1番（菅野隆二君） よろしいでしょうか。じゃあ、5つ目でございます。

これ、第3期の松島町障がい者計画の中で、所得向上を図るために農・福連携による就労支援の促進というところで書いてあったんですが、個人的にも1次産業と障害者雇用は相性がよいと思っているんですけれども、この農・福連携の推進状況というのをお聞きかせただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

農・福連携に取り組まれている町内での事業者は現在1か所ございまして、15人の方が施設におります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。第1次産業で農・福、それは農業という認識でよろしかったんですか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 作業の内容としては、専ら農業のほうが中心なんですけれども、漁業のお手伝いもしているというような内容になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そうですね、農業、漁業に関しても、いろいろ1次産業の人材不足解消につながるのかなというところもありますので、ぜひ、町として推進しているのであれば、ぜひ引き続き推進していただければと思います。

では、6つ目で質問させていただくんですが、障害者優先調達法に基づいた物品の調達に関してですが、これは、松島はほかの市町と比べるとかなりいいのかなと私は個人的には感じているんですけれども、現在、3年度までの状況はホームページのほうに記載されていたのは分かるんですが、4年度の、現在の状況だったりとか、その辺の、しっかりやれていると思うんですが、その辺の今の考えというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 松島町においてもですけれども、障害者優先調達推進法、これに基づきまして、町における障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図っているところでありまして、例えば、町の施設や公園の簡易清掃、除草業務、施設の指定管理のほか、保育

所の青果類等食材の調達、町の敬老会記念品など、様々な物品等の調達を行っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。この辺は、ほかの市町と比べると、かなりすばらしいなとは感じていたんですが、今、4年度の段階で、金額的に3年度が1,800万円何がしだったと思うんですが、今4年度の状況でどれくらいだとかいうのは分かれば教えていただきたいかったんですが。

○議長（色川晴夫君） 少々お待ちください。大丈夫ですか。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 令和4年度、今現在なんですけれども、委託業務として4件で、約1,500万円ということで契約発注金額を出しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。数字的に見ると、1,500万円分ぐらいの、障害者の方でもしっかり活躍できる仕事があるというところで、障害者雇用というところを考えると、業務の切り出しだったりとかというところ、業務の種分けだったりというところがやっぱり重要になってはくるんですが、障害者の方を雇用して何か面倒見なきゃいけないというわけではなくて、障害者の方が向いているような仕事を振ることによって、皆さん、今いる職員の方の業務が減って、本来の業務に注力できるというところをやっていただきたいとは思いますが、その辺のところ、1,500万円というところであれば、これは広報まつしまにも書いていたんですが、職員の方の平均給与500万円何がしというところではあったんですが、3人分ぐらいの障害者の方でもできるというところを考えると、そういった単純なわけではないんですが、単純に3人採用できるというところでもあるんですけれども。そういったところで、本当に障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちというところの考え、経済的な自立というところに関して、この辺はもう一度町長のほうからどのように考えているのか、本当にこれをかみ砕いて、住み慣れた地域で安心して暮らせるというのはどうしてお考えなのか、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町内で今、担当課長のほうからいろいろ答弁あったと思いますけれども、町のほうでいろいろな外注をする場合にやっていただければいい内容等については、その施設の

雇用主だったり、そういった方々と十二分に話し合いをして作業をお願いしているということですので、それを今度行政側が、例えば一、二点、例えば失敗しても、クリアしていけるような体制をちゃんと取っていかないとうまくいかない。ですから、議員の皆さん方にも、菅野議員なんか特に実際触れていると思いますので、そういった面をよく見ていただいて、励ましていただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そうですね、本当に今回言いたかったのは、障害者のことを無理して雇いましょうということではなくて、障害者の方も何かちょっとだけ変えるだけで物すごく活躍できるので、そのことを知っていただいて、そういった松島にしたいなという、そういったのが皆さん分かっているような松島にしたいなというところを伝えたかったんですね。そのためには、やっぱり町としても法定雇用率だったりというものをしっかり達成して、地域全体でやっていきましょうよという思いを先頭に立って走ってほしいなというところを思って質問させていただきました。

そうですね、延長しなくて大丈夫なような気がしてきましたんですが、すみません、1個だけ、ちょっと質問とは違うかもしれないんですが、さっき540万円何がしという平均給与のところ、広報まつしまで見たんですが、広報まつしまの7ページのところの③のところの表が、多分給与月額とならなきゃいけないところを給料月額となっていたので直したほうがいいかなと思っていました。なので、我々も、議会だよりだったりとかというところで、この町民の方にオフィシャルで出すというものに関しては、誤字脱字というのは、もちろん間違いがあるのはしょうがないんですが、そういったところで、自分も含めて今後気をつけなきゃなと思って、たまたま今回見たので今言ったわけですが、なので、今回は、ちょっと自分の本意と違って、何か安土課長を責めているような感じになってしまったと思うんですが、そういった思いではなくて、本当に、障害を持っている方でもぜひ安心して暮らせるようなまちにしたいという思いで、そういった思いと、何とか5時までには終わらせたいという思いで、今回の質問をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は、5日に延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、12月5日午前10時です。皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 4時57分 延 会